

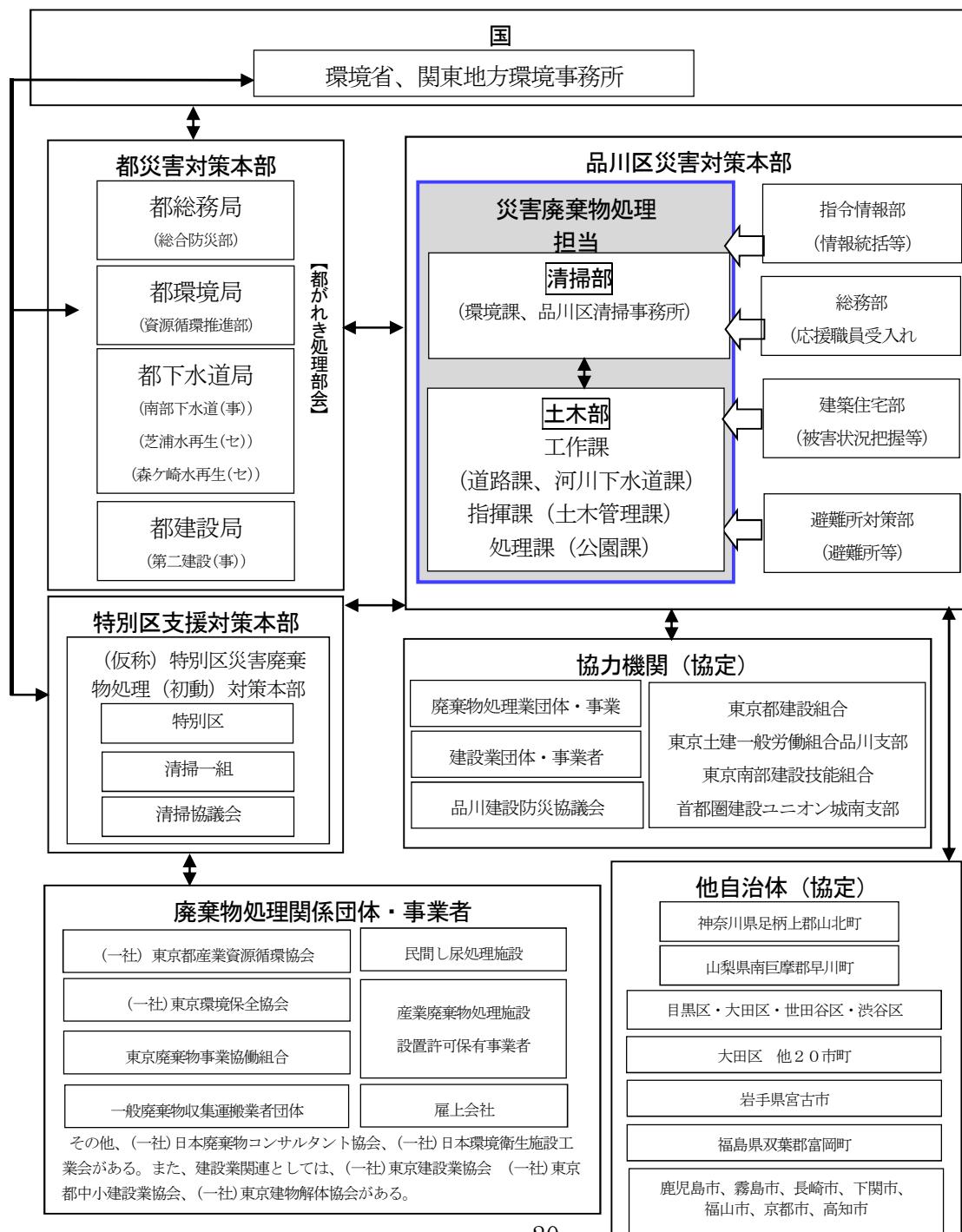
## 第2章 災害廃棄物対策

### 第1節 平常時

#### 1 組織体制の検討

##### (1) 災害廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物処理の実施にあたっては、区地域防災計画に基づき、清掃部を中心に土木部と連携して実施する。また、国、都、特別区、清掃一組、清掃協議会、関係機関と連携した体制を構築する。



## (2) 対策内容と役割分担

清掃部および土木部の主な活動内容は、以下の通り。

組織	主な活動内容
清掃部  (環境課、品川区清掃事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握、集約</li> <li>・処理実行計画の策定</li> <li>・特別区、清掃一組、清掃協議会等との連絡調整</li> <li>・協定先、他自治体の応援職員、 ボランティアの役割分担および指揮命令</li> <li>・ごみ・し尿の処理・対策</li> <li>・仮置場等の設置・運営</li> </ul>
土木部  工作課 (道路課、河川下水道課) 指揮課（土木管理課） 処理課（公園課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急道路障害物除去路線及び被災建築物から 排出される災害がれきの処理・対策</li> <li>・災害がれきの処理に関する都等の関係機関との連 絡調整</li> <li>・災害がれきの発生量推計、処理基本計画の策定</li> </ul>

### 【参考】区地域防災計画における関係部の事務分掌

※ 二重下線部は、災害廃棄物処理に関する事務分掌である。

災対 組織	通常組織	事務または業務大綱
指令 情報部	総務課 防災課 選挙管理委員会事 務局 監査委員事務局 広報広聴課	<u>1 本部情報の総括に関すること。</u> <u>2 各部への指令および活動状況の集約に関するこ と。</u> <u>3 自衛隊の出動要請に関するこ と。</u> <u>4 住民対応班（コールセンター）の配置計画に関するこ と。</u> <u>5 災害救助法の適用申請に関するこ と。</u> <u>6 義援金品の受領に関するこ と。</u> <u>7 災害対策本部の設置に関するこ と。</u> <u>8 国、都および関係機関の情報収集に関するこ と。</u> <u>9 災害復興計画の調整に関するこ と。</u> <u>10 災害に伴う広報/報道機関の対応に関するこ と。</u> <u>11 庁内放送に関するこ と。</u> <u>12 災害の記録に関するこ と。</u>
企画部	財政課 企画調整課 情報推進課 施設整備課	<u>1 災害に伴う予算の編成に関するこ と。</u> <u>2 情報システムの復旧に関するこ と。</u> <u>3 区有施設（総合庁舎を除く）の安全確認および被害状 況の調査、集約に関するこ と。</u> <u>4 区有施設（総合庁舎を除く）の被災箇所の応急措置に 関するこ と。</u>
総務部	人事課 経理課 税務課	<u>1 総合庁舎来庁者の救護に関するこ と。</u> <u>2 他自治体からの応援職員の受け入れに関するこ と。</u> <u>3 災害対応職員の対応に伴う予算の編成に関するこ と。</u> <u>4 総合庁舎の管理保全に関するこ と。</u> <u>5 工事等の契約に関するこ と。</u> <u>6 車両、船舶等輸送手段の調達および配車調整に関する こ と。</u> <u>7 緊急通行車両章の準備に関するこ と。</u>

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第1節 平常時

災対組織	通常組織	事務または業務大綱
		8 住家被害認定調査に関すること。 9 被災台帳作成に関すること。 10 り災証明書の発行に関すること。
会計部	会計管理室	1 経費の支払いに関すること。 2 義援金品の出納保管に関すること。 3 災害対策用物品の出納保管/金融機関との連絡、調整に関すること。
区民支援部	地域活動課 商業・ものづくり課 戸籍住民課 国保医療年金課 <地域センター> <消費者センター>	1 地域拠点（地域センター）の総括に関すること。 2 地域拠点（地域センター）の周辺被害状況集約、報告に関すること。 3 地域拠点および避難所への支援職員の派遣に関すること。 4 商店街、事業所の支援に関すること。 5 中小企業センターの管理保全および利用者の安全に関すること。 6 外国人に対する支援に関すること。 7 見舞金、災害弔慰金の支給に関すること。 8 災害援護資金の貸付に関すること。 9 非常用食料品の調達および配達に関すること。 10 救助物資の受領および配給に関すること。 11 総合相談窓口に関すること。 12 広域避難場所の状況把握、情報収集、報告に関すること。 13 避難所の支援に関すること。 14 消費生活の安定化に関すること。
滞留者支援部	文化観光課 スポーツ推進課 オリンピック・パラリンピック準備課 人権啓発課 <文化センター> <品川歴史館> <品川文化振興事業団> <品川区スポーツ協会> <男女共同参画センター>	1 部所属施設の管理保全および利用者の安全・被災状況の把握に関すること。 2 帰宅困難者の収容および援護（物資含む）に関すること。 3 被災状況の把握および報告に関すること。 4 帰宅困難者受入れ施設開設および管理運営に関すること。
子ども支援部	子ども育成課 子ども家庭支援課 保育課 保育支援課 <児童センター> <保育園、幼稚園>	1 部所属施設の管理保全および利用者の安全・被災状況の把握に関すること。 2 情報の収集および連絡に関すること。 3 避難所の支援に関すること。 4 保護者への連絡に関すること。
福祉部	福祉計画課 高齢者福祉課 高齢者地域支援課	1 部所属施設の管理保全および利用者の安全・被災状況の把握／情報の収集および連絡に関すること。 2 要配慮者の救助、支援に関すること。

災対組織	通常組織	事務または業務大綱
	障害者福祉課 生活福祉課 <品川区社会福祉協議会> <シルバーセンター> <品川総合福祉センター>	3 避難行動要支援者対策班の設置に関すること。 4 二次避難所・福祉避難所の開設および管理運営（情報集約、報告）に関すること。 5 施設利用者の家族等への連絡に関すること。 6 被保護者の救援に関すること。 <u>7 ボランティアの受入れ、配置、運用に関すること。</u>
避難所対策部	庶務課 学務課 指導課 教育総合支援センター <品川図書館> <学校、すまいるスクール>	1 部所属施設の管理保全および利用者の安全に関すること。 2 各学校との連絡調整および指導に関すること。 3 学校施設、設備の被災箇所の応急措置に関すること。 4 教育長および教育委員との連絡調整に関すること。 5 被災児童および生徒への教科書、学用品の給付に関すること。 6 授業再開の準備に関すること。 <u>7 避難所（区民、補完）の開設および管理運営、情報収集および報告）に関すること。</u> 8 図書館全館の被災状況の把握に関すること。
保健衛生部	健康課 生活衛生課 保健予防課 品川保健センター 大井保健センター 荏原保健センター	1 部所属施設の管理保全および利用者の安全・被災状況の把握に関すること。 2 衛生指導に関すること。 3 衛生検査に関すること。 4 危険薬品の管理保全および機器類の整備に関すること。 5 殺虫、消毒、防疫宣伝に関すること。 6 感染症予防に関すること。 7 初動医療体制の構築に関すること。 8 医師会等関係団体との連携に関すること。 9 医療ボランティアとの連携に関すること。 10 医療器材の調達および補給に関すること。 11 都保健福祉局および医療機関等への要請、連絡調整に関すること。 <u>12 救護所の開設、運営/救護所運営の支援に関すること。</u> 13 被災状況の把握および報告に関すること。 14 健康相談、メンタルケアに関すること。 15 高齢者等の疾病管理に関すること。 16 乳幼児等の栄養補給に関すること。 17 負傷者の収容および救護に関すること。 18 応急措置および助産救護に関すること。
建築住宅部	都市計画課 住宅課 建築課 都市開発課 木密整備推進課	1 応急仮設住宅の入居者の募集、選定に関すること。 2 被災者に対する給水に関すること。 3 都市復興計画の調整に関すること。 4 がけ地および地盤調査に関すること。 5 応急仮設住宅の設置に関すること。 <u>6 区内建築物の応急危険度判定に関すること。</u> 7 応急危険度判定員との協力に関すること。
清掃部	環境課	<u>1 ごみ・し尿等の処理に関すること。</u>

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第1節 平常時

災対組織	通常組織	事務または業務大綱
	品川区清掃事務所	
土木部	土木管理課 道路課 公園課 河川下水道課	1 土木施設の被害状況の調査、集約、報告に関すること。 2 派遣された自衛隊との現場における連絡に関すること。 3 道路啓開（障害物除去）、復旧に関すること。 4 街路樹の管理に関すること。 5 公園および児童遊園の復旧、修理に関すること。 6 遺体の取り扱いに関すること。 7 水門、防災船着場、桟橋の情報収集、復旧に関するこ と。 8 河川、橋りょうの復旧に関すること。 9 津波の対応に関すること。
議会対策部	区議会事務局	1 議会対策本部と災害対策本部との連絡調整、区議会議員の対応に関すること。

## 2 協力・支援（受援）体制

自衛隊や警察、消防、都、特別区及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連携体制・相互協力体制を構築する。また、処理体制の強化に向けた関係事業者との協定の締結や協定内容の見直しを行う。

### （1）自衛隊・警察・消防との連携

人命救助を優先するため、災害対策本部と調整した上で、自衛隊や警察、消防と連携して、道路上の災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行う。

また、思い出の品の保管対策、貴重品等の搬送・保管対策、不法投棄の防止対策、二次災害の防止対策においても、連携を図る。

### （2）国の支援

災害廃棄物の処理計画の作成状況を報告し、必要に応じて指導・助言等を受ける（D.Waste-Net等の仕組みを活用するものと想定する）。

災害対策基本法第86条の5に基づき、品川区が廃棄物処理特例地域に指定された場合においては、指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分の代行を要請する場合もある。

### （3）都の支援

被災状況や災害廃棄物の処理状況等について報告するとともに、収集・運搬、中間処理について指導・助言等を受ける。最終処分については、実態相応規模の災害がれきの最終処分受入れ場所の確保について、都へ委託するなど協力を受ける。

また、都を通じ他府県への広域支援の要請を行い、災害廃棄物処理に関する協力を受ける。

（人的支援、資機材の支援、廃棄物等の処理に関する支援が考えられる）

さらに、災害により甚大な被害を受けて区の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づく事務委託を要請した場合は、都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがある。

なお、区は、都（下水道局）と以下の覚書を締結している。

機関名	覚書名	内容
都下水道局南部下水道事務所	災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書	下水道施設へのし尿搬入及び受入れ

#### （4）特別区、清掃一組、清掃協議会の連携

災害廃棄物処理全般において、特別区の相互協力体制のもと共同処理を実施する。特に中間処理及び最終処分については、23 区共同処理を基本とする。

し尿処理における収集・運搬については、近隣区と連携した態勢の構築を図る。また、収集車両の確保等、災害廃棄物処理関係団体からの支援については、清掃協議会を通じた協定により協力・支援を受ける。

なお、特別区は①、清掃協議会は②の協定を締結している。

	機関名	協定名	内容
①	特別区	特別区災害時相互協定及び相互支援に関する協定	相互支援
	一般社団法人 東京環境保全協会	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	し尿の収集及び運搬
	東京廃棄物事業 協同組合	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	し尿の収集及び運搬
	株式会社 京葉興業	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定（案）	し尿の処理、処分
	株式会社 太陽油化	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定（案）	し尿の処理、処分
②	東京廃棄物事業 協同組合	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	災害廃棄物の収集及び運搬
	一般社団法人 東京環境保全協会	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	災害廃棄物の収集及び運搬
	一般社団法人 東京都中小建設業協会	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	災害廃棄物の処理、処分
	一般社団法人 東京都産業資源循環協会	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	災害廃棄物の処理、処分

#### （5）自治体間の相互応援にかかる協定

区は、以下の自治体と相互応援等に関する協定を締結している。

第2章 災害廃棄物対策  
第1節 平常時

機関名	協定名	内容
神奈川県足柄上郡山北町	品川区と山北町との災害時における相互援助に関する協定	相互援助
山梨県南巨摩郡早川町	品川区と早川町との災害時における相互援助に関する協定	相互援助
目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区	災害時における城南5区相互応援協定	相互援助
特別区	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	相互援助
大田区 他20市町	東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定	相互援助
岩手県宮古市	品川区と宮古市との災害時における相互援助に関する協定	相互援助
福島県双葉郡富岡町	品川区と富岡町との災害時における相互援助に関する協定	相互援助
鹿児島市、霧島市、長崎市、下関市、福山市、京都市、高知市	龍馬の絆で結ぶ災害時相互応援に関する協定	相互援助

(6) 廃棄物処理関係団体との協定

区は、以下の団体と廃棄物処理に関する協定を締結している。

機関名	協定名	内容
協和興業株式会社	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定	し尿収集車両等の供給
株式会社東海運輸	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定	し尿収集車両等の供給

(7) 建設業団体等との協定

区は、以下の団体と災害時の応急対策に関する協定を締結している。

機関名	協定名	内容
品川建設防災協議会	災害時における応急対策業務に関する協定	協力隊による区立施設、道路、橋りょうの応急補修、応急仮設住宅の建設、路上障害物の除去
美鈴工業株式会社	災害時における応急対策用重機類等の供給に関する協定	障害物除去のための重機類の供給および災害がれきの一時保管
株式会社協同電業社	災害時における応急対策業務に関する協定	道路・橋りょうおよび区有施設の電気設備の応急補修
トヨタエルアンドエフ東京株式会社	災害時における応急対策用重機類の供給に関する協定	フォークリフトの提供
有限会社こくぼ	災害時における応急対策用重機類の供給に関する協定	フォークリフトの提供
株式会社池田工務所	災害時における応急対策業務に関する協定	協力隊による区立施設、応急仮設住宅の建設
東京都自動車整備振興会新品川支部	災害時における障害物除去等応急措置に関する協定	放置車両の移動、車両・資器材の優先整備、労務提供等
イスミ設備設計株式会社	災害時における応急対策業務に関する協定	避難所、区有施設のテレビ受信施設・通信・電気系統の応急補修。道路・橋梁の通信・電気設備の応急補修

機関名	協定名	内容
三和シャッター工業株式会社	災害時における応急対策業務に関する協定	公共建築物のシャッター・ドア等の緊急点検および修理
東京都建設組合 東京土建一般労働組合品川支部 東京南部建設技能組合 首都圏建設ユニオン城南支部	災害時における応急対策業務に関する協定	人員および資機材の提供、危険度判定と応急修理
公益社団法人東京都市不動産鑑定士協会	災害時における住家被害認定調査等に関する協定	住家被害認定調査
株式会社右近冷暖房	災害時における応急対策業務に関する協定	冷媒配管の点検および応急修理
協立工業株式会社	災害時における応急対策業務に関する協定	冷媒配管の点検および応急修理

### 3 情報収集・連絡

区（清掃部）は、災害廃棄物処理にあたって、区が収集すべき情報を事前に把握し、府内、各関係機関との情報連絡体制を構築する。情報収集にあたっては、通常の連絡手段が使用出来ない場合を想定し、複数の通信手段を確保（電話、FAX、メール、携帯電話、行政防災無線・MCA無線等）する。また、状況に応じて変化する事項もあるため、収集時期についても検討する。

表 収集すべき情報一覧

	内容	収集時期 (初動・応急・復旧)
災害がれき 処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋等の倒壊及び焼失状況</li> <li>・道路の被害、障害物等の状況</li> <li>・道路啓開の進捗状況</li> <li>・応急仮置場の状況</li> </ul>	初動
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の被害状況、使用の可否</li> <li>・一次仮置場の設置、稼働状況</li> <li>・二次仮置場の設置、稼働状況</li> <li>・清掃一組管理施設の被災・稼働状況</li> <li>・区清掃関連施設の被災・稼働状況</li> <li>・民間処理施設の被災・稼働状況</li> <li>・最終処分場の被災・稼働状況</li> <li>・重機、運搬車両等の提供先の状況</li> <li>・運搬車両等の広域支援要請</li> <li>・有害物質処理事業者の状況</li> </ul>	初動・応急・復旧
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害がれき発生量の推計</li> <li>・災害がれき処理能力の状況</li> <li>・広域処理の調整に係る支援要請</li> <li>・災害がれき処理実行計画の進捗状況</li> <li>・再資源化処理に係る支援要請</li> <li>・国庫補助金の申請</li> </ul>	応急・復旧
ごみ 処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設状況、避難者数、ライフラインの被害状況</li> <li>・医療救護所等の開設状況</li> <li>・地区仮置場の設置状況</li> <li>・道路の被害、障害物等の状況</li> <li>・道路啓開の進捗状況</li> </ul>	初動
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃一組管理施設の被災・稼働状況</li> <li>・区清掃関連施設の被災・稼働状況</li> <li>・民間処理施設の被災・稼働状況</li> </ul>	初動・応急

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第1節 平常時

	内容	収集時期 (初動・応急・復旧)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場の被災・稼働状況</li> <li>・雇上業者の被災・稼働状況、配車可能台数</li> <li>・清掃一組・清掃協議会との配車調整</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ発生量の推計</li> <li>・ごみ処理実行計画の進捗状況</li> </ul>	応急
し尿 処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設状況、避難者数、ライフラインの被害状況</li> <li>・仮設トイレ等の設置状況</li> <li>・仮設マンホールトイレ設置可能なマンホールの状況</li> <li>・下水道施設の被災・稼働状況</li> <li>・道路の被害、障害物等の状況</li> <li>・道路啓開の進捗状況</li> </ul>	初動
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃一組管理施設の被災・稼働状況</li> <li>・民間し尿処理施設の被災・稼働状況</li> <li>・し尿収集車の稼働可能台数</li> <li>・収集対象し尿の推計発生量</li> <li>・し尿処理計画の進捗状況</li> </ul>	初動・応急

## 4 仮置場等の確保

区は、災害によって発生した災害がれきやごみを仮置きするスペース（以下、「仮置場等」という。）を発災後速やかに確保し、災害廃棄物を迅速に処理するため、仮置場等の①基本方針、②必要性、③候補地、④管理運営方法、⑤必要な資機材の確保等についてあらかじめ検討する。また、風水害時は、浸水により使用できない仮置場候補地があることに留意する。

### （1）仮置場等の類型について

特別区内に設置される仮置場等の類型は以下のとおりである。そのうち、地区仮置場、応急仮置場、一次仮置場について、区は、主体的に設置・運営することになるため、平常時より候補地の確保等について検討する。

表 仮置場等の類型

種別	定義	設置主体	設置時期
地区仮置場	住宅地等に設置し区民が自ら片付けごみ等を搬入する仮置場。（区立公園等を利用した区民に身近な場所に設置する仮置場）	区	3日後 ～1か月
応急仮置場	救助活動、道路啓開等により発生する災害がれきの一時的な仮置場として設置する。	区	発災24時間以内～1週間
一次仮置場	救助活動、建物解体、道路啓開現場や、地区仮置場、応急仮置場等から区が収集した災害廃棄物を集積し、分別・保管する仮置場。	区	3日後 ～3年
二次仮置場	各区の災害廃棄物を集積、分別し、処理するまでの間保管する仮置場。仮設処理施設も併設する。（特別区内で数か所を想定）	特別区	3週間後 ～3年
資源化物一時保管場所	資源化処理した災害廃棄物を買取り業者に引き渡すまでの間、必要に応じて一時的に保管する場所（二次仮置場に併設することを想定）	特別区	3週間後 ～3年

※上記表の「地区仮置場」とは、特別区ガイドラインにおける「地区集積所」を意味する。

※上記表の「応急仮置場」とは、特別区ガイドラインにおける「応急集積場所」を意味する。

表 仮置場等の設置時期

	初動期（1か月まで）						応急期	復旧・復興期
	発災直後	～24H	24H～72H	72H～1週間	～3週間	～1か月		
地区仮置場								
応急仮置場								
一次仮置場								
二次仮置場								
資源化物一時保管場所								

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第1節 平常時

なお、仮置場候補地は区内の全公園とする。各地区内の公園を大規模、中規模、小規模に区分し、面積規模によって使用用途を検討する。なお、区内の公園は災害時に様々な用途で使用されるため、発災時の状況に応じて検討を行う。

表 面積規模ごとの公園の使用用途（区内の全公園）

面積規模	使用用途
大規模 (10,000 m <sup>2</sup> 以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に一次仮置場として使用することを想定。</li> <li>面積が 100,000 m<sup>2</sup>以上の公園は、特別区により二次仮置場として指定される可能性があるため、調整が必要。</li> </ul>
中規模 (2,500 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に地区仮置場や応急仮置場として使用することを想定。</li> <li>大規模公園だけでは一次仮置場として必要な面積を確保できない場合、中規模公園を一次仮置場として使用することも検討。</li> </ul>
小規模 (2,500 m <sup>2</sup> 未満)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に地区仮置場や応急仮置場として使用することを想定。</li> <li>中規模公園に比べ仮置き面積が小さく、災害廃棄物が混在状態になってしまった可能性があるため、集積・運搬ルールの検討、周知が必要。</li> </ul>

また、各公園の位置及び数・面積は以下の通り。

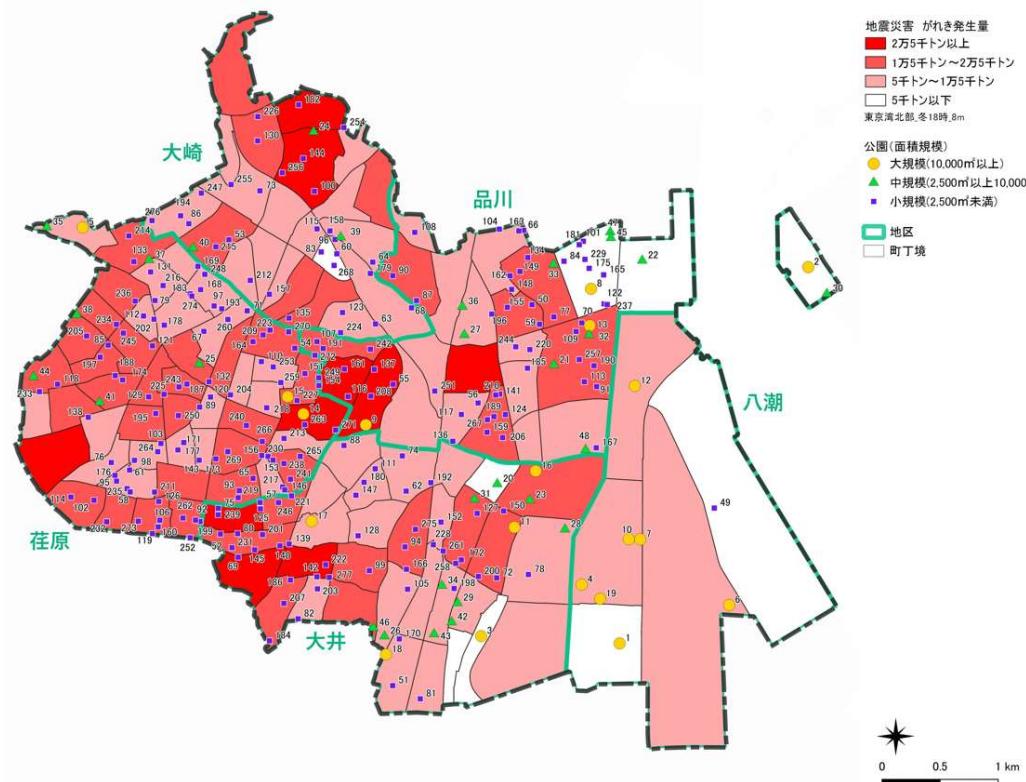


図 仮置場候補地の位置（区内の全公園）

表 仮置場候補地の数と面積（区内の全公園）

地区	公園数	公園面積 (m <sup>2</sup> )	公園有効面積 (m <sup>2</sup> ) ※
品川	65	159,427	79,714
大崎	57	270,094	135,047
大井	33	35,180	17,590
荏原	113	180,075	90,037
八潮	10	724,142	362,071
合計	278	1,368,919	684,459

※有効面積 50%と仮定

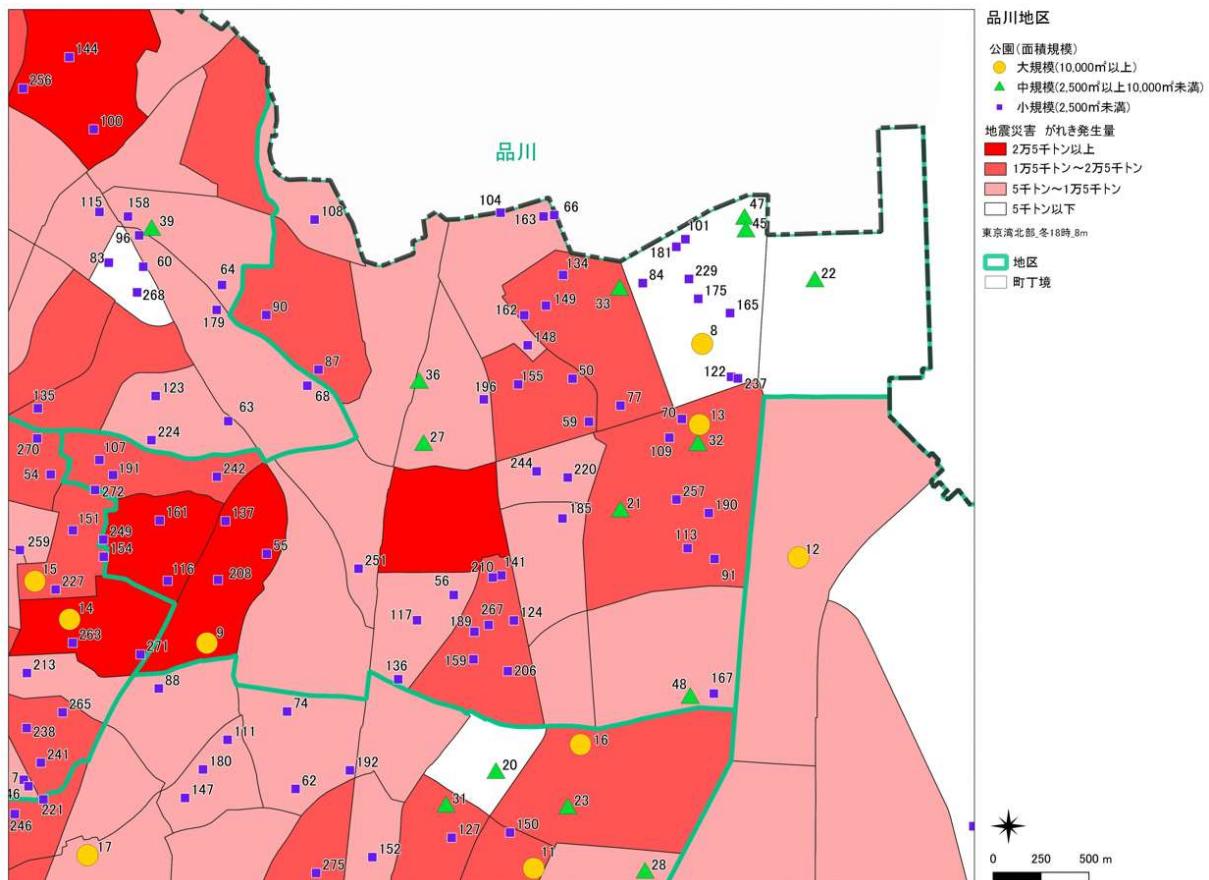


図 仮置場候補地（品川地区）

表 仮置場候補地（品川地区）

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	有効面積 (m <sup>2</sup> ) ※	種別	一時集合場所	広域避難場所	一時滞在施設	浸水深 (m)
大規模	8	天王洲公園	都/区	東品川2-5-42	30,042	15,021	公園	○	○		0.00
	9	しながわ中央公園	区	西品川1-27-14、1-28-25、1-20-13、1-28-4	28,696	14,348	公園				0.00
	13	東品川海上公園	区	東品川2-6-22	19,477	9,738	公園		○		0.00
中規模	21	東品川公園	区	東品川3-14-9	9,013	4,506	公園				0.01
	22	品川南ふ頭公園	区	東品川5-8-4	7,540	3,770	公園				0.01
	27	子供の森公園	区	北品川3-10-13	6,160	3,080	公園				0.81
	32	東品川屋上庭園	都	東品川3-9-21	4,664	2,332	児童遊園				0.00
	33	天王洲運河	区	東品川1-3地先、1-39地先	4,432	2,216	水辺広場				0.00
	36	権現山公園	区	北品川3-9-5	4,245	2,122	公園				0.00
	45	天王洲アイル第一	区	東品川2-3-21地先	2,798	1,399	水辺広場		○		0.00
	47	天王洲アイル第一公園	区	東品川2-3-21	2,608	1,304	公園		○		0.00
小規模	48	品川シーサイド公園	区	東品川4-12-13	2,500	1,250	公園				0.14
	50	聖蹟公園	区	北品川2-7-21	2,359	1,180	公園	○			0.02
	55	西品川公園	区	西品川1-8-7	2,231	1,115	公園	○			0.01
	56	二日市公園	区	南品川6-7-15	2,138	1,069	公園				0.07
	59	北浜公園	区	北品川2-28-12	1,795	898	公園				0.24
	66	東八ツ山公園	区	北品川1-15-11	1,456	728	公園	○			0.21
	70	東品川	区	東品川3-9-21地先	1,353	677	水辺広場				0.00
	77	洲崎公園	区	東品川1-36-15	1,265	632	公園	○			0.61

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第1節 平常時

面積規模	No.	名称	管理	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	有効面積 (m <sup>2</sup> ) ※	種別	一時集合場所	広域避難場所	一時滞在施設	浸水深 (m)
	84	天王洲アイル第三	区	東品川2-1-18	1,154	577	水辺広場		○		0.00
	87	小鶴公園	区	北品川5-8-21	1,134	567	公園	○			1.25
	90	小鶴橋公園	区	北品川5-7-18	1,087	544	公園				3.01
	91	敬老公園	区	東品川3-32-8	1,083	542	公園				0.45
	101	天王洲アイル第二	区	東品川2-2-24地先	946	473	水辺広場		○		0.00
	104	杜の公園	区	北品川1-6-10	926	463	公園				0.00
	107	西品川おさんぽ公園	区	西品川3-9-24	877	438	公園				0.01
	108	御殿山の丘公園	区	北品川6-6-32	869	435	公園				0.04
	109	東品川健康広場	都	東品川3-9-21	809	404	児童遊園				0.00
	113	東海公園	区	東品川3-29-6	763	381	公園				0.80
	116	そよかぜ公園	区	西品川2-17-8	748	374	公園				0.98
	117	南品川六丁目	区	南品川6-13-3、6-14-1	743	371	防災広場				0.00
	122	天王洲アイル第九公園	区	東品川2-4-3	715	358	公園		○		0.05
	124	横丁公園	区	南品川5-4-9	682	341	公園				0.07
	134	東品川一丁目公園	区	東品川1-2-11	630	315	公園	○			0.00
	136	浅間台公園	区	南品川6-18-19	618	309	公園				0.00
	137	西の台公園	区	西品川1-4-8	618	309	公園				0.05
	141	南五公園	区	南品川5-2-5	592	296	公園				0.02
	148	品海公園	区	北品川1-30-9	545	273	公園	○			0.64
	149	台場浦公園	都	東品川1-8-34	544	272	公園	○			0.15
	155	北品川公園	区	北品川2-12-5	526	263	公園				0.01
	159	南品川広場公園	区	南品川5-10-27	502	251	公園				0.02
	161	三ツ木公園	区	西品川2-6-11	490	245	公園	○			1.81
	162	品川浦公園	区	東品川1-7-17	473	236	公園				0.62
	163	八ツ山公園	都	北品川1-14-7	462	231	公園				0.34
	165	天王洲アイル第八公園	区	東品川2-4-19	460	230	公園	○			0.50
	167	品川シーサイド	区	東品川4-13先	438	219	水辺広場				0.00
	175	天王洲アイル第二公園	区	東品川2-2-17	400	200	公園		○		0.50
	181	天王洲アイル第四公園	区	東品川2-2-24	380	190	公園		○		0.02
	185	南品川二丁目児童遊園	区	南品川2-11-5	372	186	児童遊園	○			0.00
	189	南品川さくら公園	区	南品川5-10-3	363	181	公園				0.19
	190	東海第二公園	区	東品川3-17-15	361	181	公園				0.58
	191	鎌ヶ崎公園	区	西品川3-12-2	361	180	公園				0.03
	196	北品川三丁目児童遊園	民	北品川3-7-15	342	171	児童遊園				0.00
	206	仙台坂公園	区	南品川5-16-1	315	158	公園	○			0.01
	208	西品川一丁目	区	西品川1-14-13	308	154	防災広場	○			0.02
	210	むつみ児童遊園	都/区	南品川5-2-17	298	149	児童遊園				0.02
	220	街道松の広場	区	南品川1-8-5	271	136	公園	○			0.00
	229	天王洲アイル第三公園	区	東品川2-2-12	235	117	公園		○		0.00
	237	天王洲アイル第四	区	東品川2-4-3地先	211	106	水辺広場		○		0.01
	242	百反坂下児童遊園	区	西品川3-20-22	201	101	児童遊園	○			0.00
	244	南品川児童遊園	区	南品川1-2-29	197	98	児童遊園				0.30
	249	三ツ木児童遊園	区	西品川2-9-18	180	90	児童遊園				0.06
	251	広町公園	区	広町1-3-30	170	85	公園	○			0.14
	257	東品川ひだまり緑地	区	東品川3-11-23	156	78	緑地				0.51
	267	さつき児童遊園	区	南品川5-8-28	103	52	児童遊園				0.13

※有効面積 50%と仮定

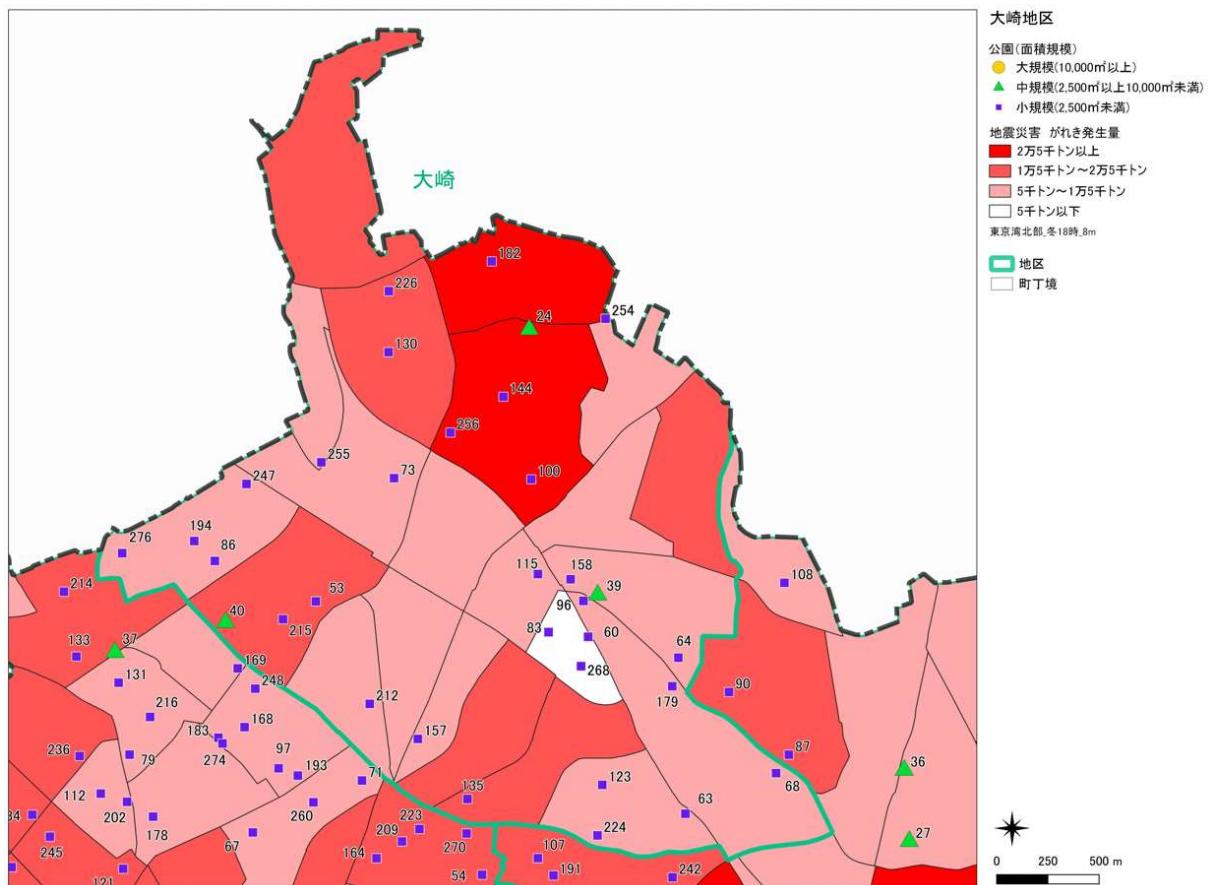


図 仮置場候補地（大崎地区）

表 仮置場候補地（大崎地区）

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	有効面積(m <sup>2</sup> ) ※	種別	一時集合場所	広域避難場所	一時滞在施設	浸水深(m <sup>2</sup> )
中規模	24	池田山公園	区	東五反田 5-4-35	7,022	3,511	公園				0.00
	39	五反田ふれあい	区	東五反田 2-9-11	3,442	1,721	水辺広場				2.90
	40	西霧ヶ谷公園	国/区	西五反田 5-28-16	3,328	1,664	公園				0.00
小規模	53	西五反田公園	区	西五反田 5-6-4	2,274	1,137	公園				0.62
	60	大崎五丁目遊園	都	大崎 5-2-2	1,708	854	児童遊園				2.07
	63	大崎西口公園	区	大崎 2-10-14	1,560	780	公園	○			0.87
	64	御成橋公園	国/区	東五反田 2-15-20	1,559	779	公園	○			2.81
	68	居木橋公園	区	大崎 1-14-4	1,400	700	公園				1.75
	73	谷山公園	区	西五反田 3-6-15	1,301	650	公園				1.30
	83	大崎公園	区	大崎 5-5-17	1,171	585	公園				1.92
	86	かむろ坂公園	区	西五反田 4-28-9	1,140	570	公園	○			0.08
	96	大崎光の滝公園	区	大崎 1-1-2	1,001	501	公園				2.70
	100	五反田公園	区	東五反田 5-25-27	965	482	公園				0.01
	115	大崎橋広場	国/区	西五反田 1-10-2	751	375	児童遊園				2.45
	123	ひふみ公園	区	大崎 2-2-11	691	346	公園				0.13
	130	希望ヶ丘公園	区	上大崎 3-10-25	635	318	公園				0.04
	135	峰原公園	区	大崎 3-17-27	622	311	公園	○			0.00

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第1節 平常時

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	有効 面積 (m <sup>2</sup> ) ※	種別	一時 集合場所	広域 避難場所	一時滞在施設	浸水深 (m)
	144	ねむの木の庭	国/ 区	東五反田 5-19-5	580	290	公園				0.02
	157	西八丁公園	区	西五反田 8-11-4	522	261	公園	○			0.11
	158	五反田南公園	区	東五反田 2-1-14	519	260	公園	○			3.00
	179	大崎川の辺緑地	区	大崎 1-5-1	389	194	緑地				3.02
	182	上大崎公園	区	上大崎 1-3-13	377	189	公園				0.12
	194	にしょん広場	区	西五反田 4-10-6	346	173	児童遊園				0.04
	212	西五反田六丁目児童遊園	区	西五反田 6-11-7	296	148	児童遊園				0.00
	215	西五反田五丁目	区	西五反田 5-17-7	289	144	防災広場				0.00
	224	百反坂下の上広場	区	大崎 2-7-13	255	127	児童遊園				0.05
	226	上大崎児童遊園	区	上大崎 3-3-15	241	121	児童遊園				0.00
	247	本三くじら広場	区	西五反田 4-4-7	182	91	防災広場	○			1.34
	254	相生広場	区	東五反田 4-1-32	164	82	児童遊園				0.00
	255	亀の甲緑地	区	上大崎 4-5-37	157	79	緑地				1.44
	256	五反田児童遊園	都	東五反田 5-21-10	157	79	児童遊園				0.06
	268	大崎 5 丁目児童遊園	区	大崎 5-8-5	97	49	児童遊園				1.77
	276	西五反田 4 丁目遊園	区	西五反田 4-19-7	41	21	児童遊園				0.00

※有効面積 50%と仮定

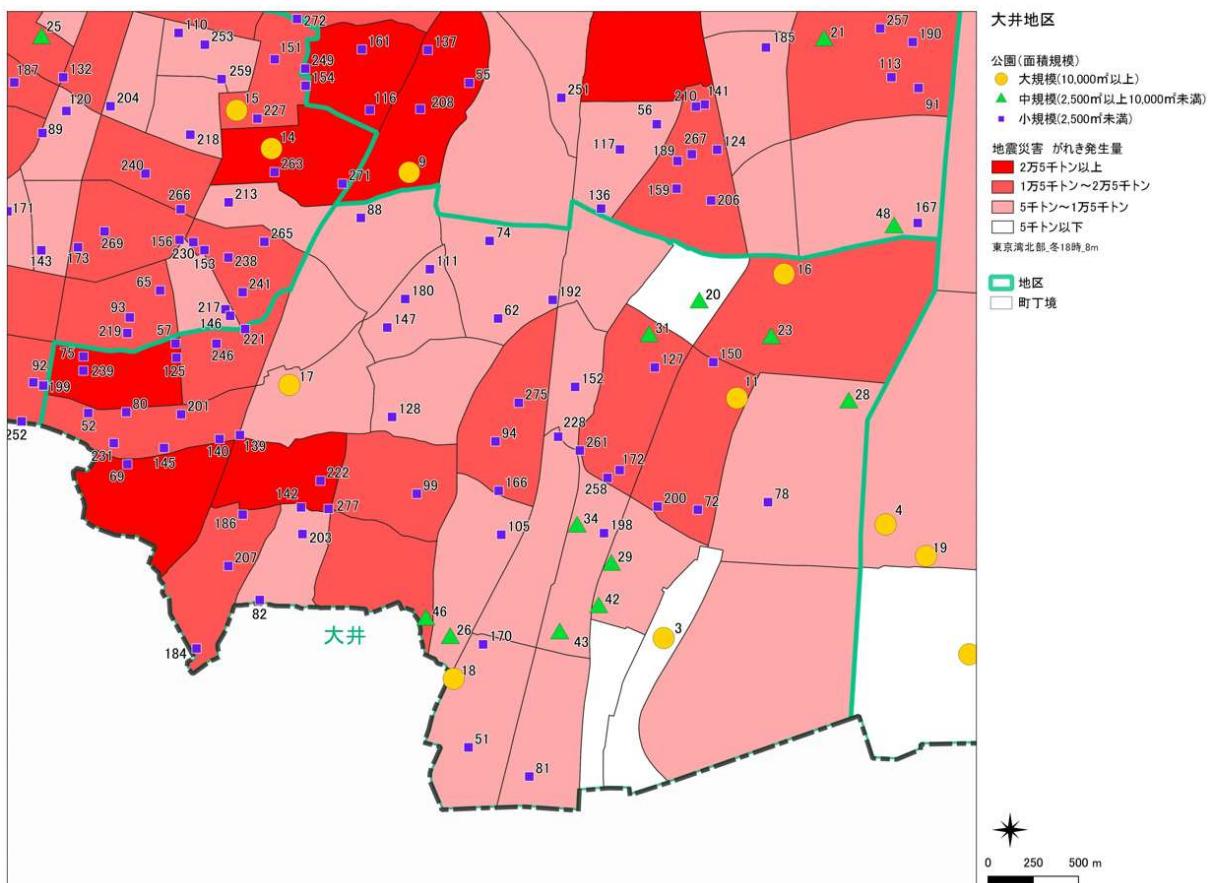


図 仮置場候補地（大井地区）

表 仮置場候補地（大井地区）

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	有効面積(m <sup>2</sup> )	種別	一時集合場所	広域避難場所	一時滞在施設	浸水深(m <sup>2</sup> )
大規模	3	しながわ区民公園	国/区	勝島3-2-2	127,419	63,710	公園	○	○		0.00
	11	しながわ花海道	都/区	東大井1-13先外	24,315	12,158	水辺広場				0.02
	16	鮫洲運動公園	区	東大井1-4-11	14,191	7,095	公園	○			0.00
	17	西大井広場公園（大井）	区	二葉2-19-7	10,332	5,166	公園	○			0.00
	18	大井水神公園	区	南大井5-16-1	12,856	6,428	公園	○			0.13
中規模	20	大井公園	区	東大井4-8-4	9,075	4,537	公園	○			0.00
	23	鮫洲入江広場	都/区	東大井1-13-1	7,463	3,732	公園				0.04
	26	大森貝塚遺跡庭園	区	大井6-21-6	6,340	3,170	公園				0.00
	28	勝島かもめ	区	勝島1-4地先	5,569	2,784	水辺広場				0.00
	29	みなみ児童遊園	都/区	南大井1-12-9	4,966	2,483	児童遊園				0.02
	31	東大井公園	区	東大井3-4-4	4,680	2,340	公園	○			0.02
	34	浜川公園	区	南大井4-8-22	4,388	2,194	公園	○			0.00
	42	鈴ヶ森道路児童遊園	国	南大井1-22-1	3,126	1,563	児童遊園				0.29
	43	鈴ヶ森公園	区	南大井4-18-14	3,069	1,534	公園	○			0.69
	46	鹿島庚塚児童遊園	区	大井7-29-11	2,707	1,354	児童遊園				1.05

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第1節 平常時

面積規模	No.	名称	管理	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	有効面積 (m <sup>2</sup> )	種別	一時集合場所	広域避難場所	一時滞在施設	浸水深 (m)
小規模	51	大井坂下公園	区	南大井6-23-11	2,329	1,165	公園	○			0.60
	52	原っぱ公園	区	西大井6-1-14	2,310	1,155	公園	○			0.00
	62	大井中央公園	区	大井1-46-8	1,650	825	公園	○			0.00
	69	富士見ヶ丘児童遊園	区	西大井5-7-3	1,377	689	児童遊園	○			0.00
	72	新浜川公園	区	東大井2-26-18	1,306	653	公園	○			0.41
	74	大井町緑地児童遊園	国	大井1-7地先	1,296	648	児童遊園				0.13
	78	わかくさ公園	国	勝島1-6-1	1,238	619	公園	○			0.22
	80	西大井六丁目ふれあい広場	区	西大井6-3-1	1,215	608	防災広場	○			0.00
	81	大井海岸公園	区	南大井3-27-5	1,180	590	公園	○			0.73
	82	出石公園	区	西大井3-16-27	1,179	590	公園	○			0.02
	94	大井倉田児童遊園	区/民	大井4-22-30	1,055	528	児童遊園				0.00
	99	滝王子公園	区	大井5-19-5	982	491	公園				0.00
	105	大井鹿島公園	区	大井6-8-2	913	457	公園				0.10
	111	森下児童遊園	区	大井2-1-13	800	400	児童遊園	○			0.01
	127	元芝公園	区	東大井3-5	657	328	公園				0.00
	128	やまなか公園	区	大井3-22-3	653	327	公園				0.03
	139	森前公園	区	西大井1-1-10	601	301	公園				0.01
	140	西大井緑地公園	区	西大井6-10-16	595	298	公園				0.03
	142	出石児童遊園	民	西大井3-1-5	587	294	児童遊園				0.24
	145	谷垂公園	区	西大井6-13-10	567	283	公園				0.00
	147	大井二丁目	区	大井2-5-15	546	273	防災広場	○			0.01
	150	鮫浜公園	区	東大井2-2-3	542	271	公園				0.54
	152	関ヶ原公園	区	東大井6-12-21	536	268	公園	○			0.59
	166	倉田公園	区	大井4-29-23	457	229	公園				0.00
	170	桐畑公園	区	南大井6-1-17	418	209	公園				0.17
	172	浜川北公園	区	東大井3-26-6	411	205	公園				1.13
	180	宮下公園	区	大井2-7-16	385	192	公園	○			0.00
	184	西大井四丁目	区	西大井4-23-12	373	186	防災広場	○			0.32
	186	西の森公園	区	西大井4-2-1	369	184	公園	○			0.00
	192	大井駅前公園	区	大井1-2-5	349	174	公園				0.00
	198	南大井四丁目	区	南大井4-6-20	338	169	防災広場				0.75
	200	北浜川児童遊園	民	東大井2-25-22	332	166	児童遊園				0.47
	201	西大井六丁目	区	西大井6-5-5	330	165	防災広場				0.05
	203	西大井三丁目	区	西大井3-4-14	321	160	防災広場				0.00
	207	金子山公園	区	西大井4-11-6	309	155	公園				0.00
	222	西大井二丁目児童遊園	区	西大井2-22-7	262	131	児童遊園				0.00
	228	関ヶ原児童遊園	区	南大井5-2-15	239	119	児童遊園				2.60
	231	伊藤児童遊園	区	西大井6-17-9	225	113	児童遊園				0.08
	258	東大井三丁目児童遊園	区	東大井3-29-6	155	78	児童遊園				0.62
	261	桜橋児童遊園	区	東大井3-22-1	138	69	児童遊園				1.30
	275	作守児童遊園	民	大井4-12-14	49	25	児童遊園	○			0.00
	277	西大井ちびっこ児童遊園	都	西大井2-24-9	25	13	児童遊園				0.00

※有効面積50%と仮定

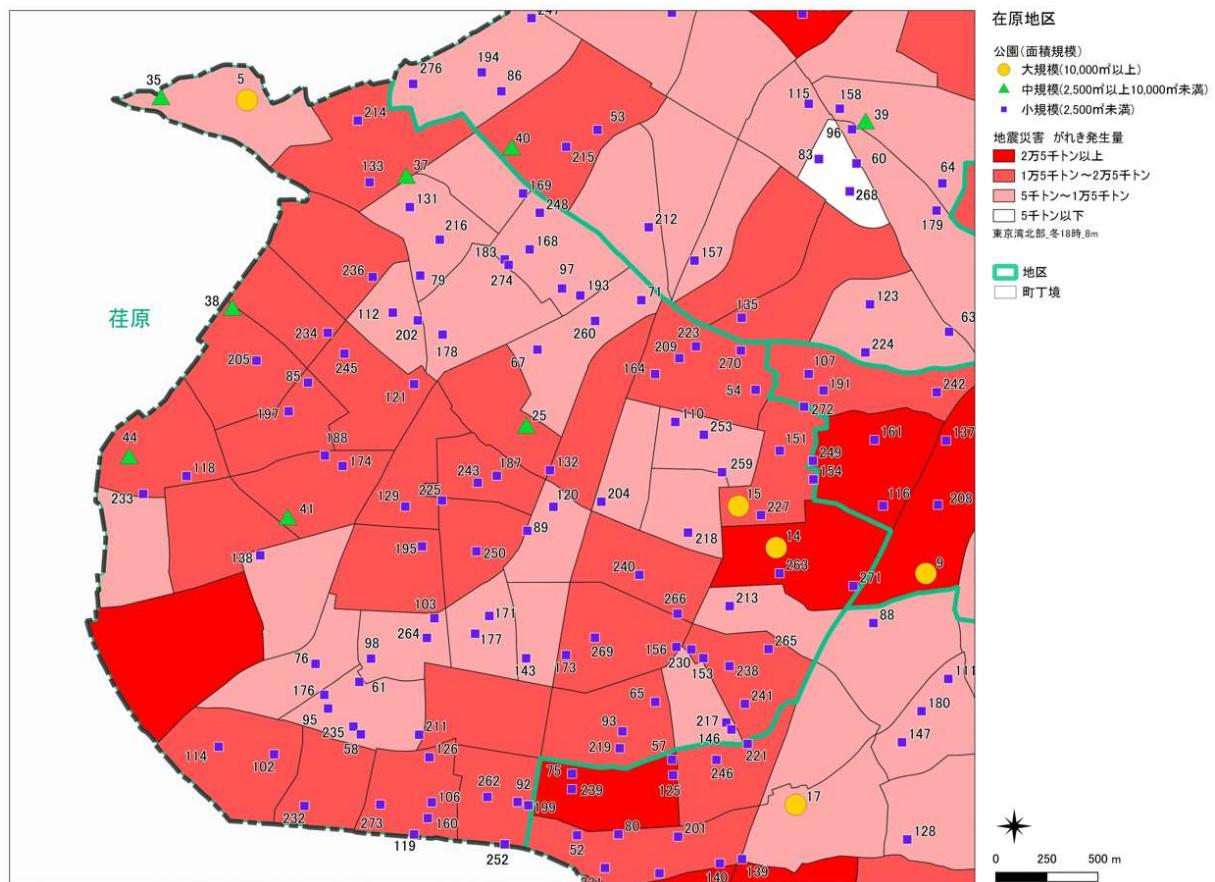


図 仮置場候補地（在原地区）

表 仮置場候補地（在原地区）

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積 (㎡)	有効面積 (㎡) ※	種別	一時集合場所	広域避難場所	一時滞在施設	浸水深 (m)
大規模	5	林試の森公園	林試の森公園管理所	小山台2丁目地内	63,806	31,903	都立公園				0.00
	14	戸越公園	区	豊町2-1-30	18,255	9,128	公園		○		0.74
	15	文庫の森	区	豊町1-16-23	14,750	7,375	公園		○		0.03
中規模	17	西大井広場公園（在原）	区	二葉2-19-7	3,125	1,563	公園	○			0.00
	25	ひらさん広場	区	平塚3-9-1	6,755	3,377	児童遊園				0.00
	35	小山台公園	区	小山台2-2-1	4,274	2,137	公園	○			0.01
	37	不動前緑道	民	小山1-10-1、小山2-1-1、小山2-5-1、小山2-6-1	3,570	1,785	児童遊園				0.03
	38	武蔵小山緑道	民	小山4-10-1、小山5-4-1、小山5-3-1	3,456	1,728	児童遊園				0.00
	41	在原南公園	区/民	在原6-16-4	3,327	1,664	公園	○			1.39

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第1節 平常時

面積規模	No.	名称	管理	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	有効面積 (m <sup>2</sup> ) ※	種別	一時集合場所	広域避難場所	一時滞在施設	浸水深 (m)
	44	西小山緑道	民	小山 6-11-1、小山 6-16-1、小山 6-26-1	3,043	1,521	児童遊園				0.01
小規模	54	わかば児童遊園	区	戸越 1-29-21	2,256	1,128	児童遊園				0.00
	57	二葉公園	区	二葉 4-13-5	1,837	918	公園				0.01
	58	立会川児童遊園（その4）	国	旗の台3-9地先	1,836	918	児童遊園				1.05
	61	旗の台広場公園	区	旗の台3-1-5	1,653	826	公園				0.80
	65	ゆたか防災広場	区	豊町 6-11-1	1,536	768	防災広場				0.00
	67	京陽公園	区	平塚 2-12-3	1,441	721	公園	○			0.00
	71	平塚中央公園	区	平塚 2-2-12	1,326	663	公園	○			0.02
	75	上神明児童遊園	区	二葉 4-3-15	1,286	643	児童遊園				0.00
	76	立会川児童遊園（その2）	国	旗の台2-1地先	1,279	640	児童遊園				1.13
	79	あさひ公園	区	小山 2-17-27	1,236	618	公園				0.00
	85	荏原中央公園	区	荏原 5-1-2	1,141	570	公園				0.00
	88	神明児童遊園	区	二葉 1-4-25	1,106	553	児童遊園				0.00
	89	東中はなみづき公園	民	東中延 1-8-9	1,102	551	公園				0.03
	92	源氏前公園	区	中延 6-4-15	1,072	536	公園				0.11
	93	豊町公園	区	豊町 6-16-3	1,063	532	公園				0.02
	95	立会川児童遊園（その3）	国	旗の台3-10地先	1,020	510	児童遊園				1.47
	97	荏原さくら公園	区	荏原 1-24-18	1,000	500	公園				0.02
	98	西中お日さま公園	民	西中延 3-10-11	994	497	公園	○			0.43
	102	旗の台南公園	国/区	旗の台 5-11-11	934	467	公園				0.01
	103	延山くすのき公園	民	西中延 3-3-1	933	466	公園	○			0.01
	106	荏原町公園	区	中延 5-14-5	897	449	公園	○			0.03
	110	戸越二丁目広場	区	戸越 2-1-8	801	400	児童遊園	○			0.06
	112	荏三公園	区	荏原 3-3-10	778	389	公園				0.00
	114	旗の台公園	区	旗の台 5-19-9	754	377	公園	○			0.00
	118	江戸見坂公園	区	小山 6-23-8	726	363	公園	○			0.00
	119	中延みちしるべ防災広場	区	中延 5-12-11	725	362	防災広場	○			0.01
	120	東中みんなの広場	区	東中延 1-2-8	723	362	防災広場	○			0.00
	121	平塚公園	区	荏原 4-5-2	717	359	公園				0.02
	125	二葉4-13開放広場	区	二葉 4-13-13	675	338	開放広場				0.00
	126	弁天通り公園	区	中延 5-3-8	664	332	公園				0.04
	129	中延公園	区	西中延 1-9-8	637	318	公園	○			0.02
	131	後地クマさん広場	区	小山 2-4-13、14	635	318	防災広場	○			0.03
	132	平塚たけのこ公園	民	平塚 1-17-7	633	316	公園				0.00
	133	小山台東公園	区	小山台 1-26-12	630	315	公園	○			0.01
	138	旗の台1-丁目	区	旗の台 1-8-5	614	307	防災広場	○			0.01
	143	東中延公園	区	東中延 2-10-2	584	292	公園	○			0.08
	146	豊町5-14開放広場	区	豊町 5-14-7	553	276	開放広場				0.01
	151	葦山公園	区	豊町 1-6-7	537	268	公園				0.01
	153	ゆたかしいのきひろば	区	豊町 4-3-20	536	268	防災広場				0.43
	154	豊町一丁目	区	豊町 1-13-5	533	266	防災広場	○			0.06
	156	戸越南公園	区	戸越 6-8-8	523	261	公園				0.06
	160	庚申公園	区	中延 5-13-17	492	246	公園				0.01

第  
2  
章

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	有効面積(m <sup>2</sup> )※	種別	一時集合場所	広域避難場所	一時滞在施設	浸水深(m)
	164	戸越台公園	区	戸越1-7-17	462	231	公園				0.00
	168	わくわく広場	区	荏原1-4-13	437	218	児童遊園				0.01
	169	中原公園	区	小山1-4-4	420	210	公園				0.03
	171	中三いこいの広場	区	中延3-7-20	416	208	防災広場				0.02
	173	大原公園	区	戸越6-14-1	407	204	公園	○			0.16
	174	荏原六丁目	区	荏原6-7-2	402	201	防災広場	○			0.01
	176	旗の台北公園	区	旗の台3-10-15	397	199	公園				1.25
	177	中延三丁目	区	中延3-9-2	396	198	防災広場	○			0.01
	178	荏原2丁目児童遊園	区	荏原2-16-4	395	198	児童遊園				0.00
	183	荏原一丁目	区	荏原1-25-20	375	188	防災広場	○			0.12
	187	中延一丁目	区	中延1-4-16	369	184	防災広場				0.13
	188	荏原西公園	区	荏原6-5-5	365	183	公園				0.00
	193	中原東公園	区	荏原1-21-9	348	174	公園	○			0.03
	195	西中延公園	区	西中延2-7-14	345	173	公園				0.00
	197	しいのき公園	区	荏原5-5-12	338	169	公園				0.00
	199	源氏前	区	中延6-4-8	335	167	防災広場				0.00
	202	荏原三丁目	区	荏原3-4-3	328	164	防災広場	○			0.00
	204	戸越児童遊園	国	戸越3-9-20	318	159	児童遊園				0.02
	205	小山五丁目児童遊園	区	小山5-13-4	317	159	児童遊園	○			0.00
	209	戸越一丁目	区	戸越1-9-6	305	152	防災広場				0.00
	211	旗岡児童遊園	民	旗の台3-6-12	296	148	児童遊園				0.00
	213	ほうさん広場	区	豊町3-4-2	292	146	防災広場				0.00
	214	小山台一丁目防災広場	区	小山台1-7-3	290	145	防災広場	○			0.01
	216	後地公園	区	小山2-9-16	280	140	公園	○			0.00
	217	豊町5丁目児童遊園	区	豊町5-14-3	280	140	児童遊園				0.20
	218	宮前花広場	区	戸越4-9-19	280	140	防災広場				0.00
	219	ゆたか南公園	区	豊町6-29-2	280	140	公園				0.01
	221	二葉中央のんき通り広場	区	二葉3-17-14	262	131	防災広場				0.29
	223	戸越ひだまり広場	区	戸越1-4-11	257	129	児童遊園				0.01
	225	中延うるおい公園	区	中延2-3-2	247	124	公園				0.22
	227	かやの木の広場	区	豊町1-17-2	241	120	防災広場				0.03
	230	豊町児童遊園	区	豊町4-1-12	232	116	児童遊園				0.31
	232	旗の台東広場	区	旗の台4-12-26	224	112	児童遊園				0.03
	233	ころく坂の上広場	民	小山6-25-16	223	111	児童遊園				0.00
	234	小山四丁目児童遊園	区	小山4-6-2	222	111	児童遊園				0.24
	235	旗の台なか公園	区	旗の台3-9-12	215	108	公園				1.51
	236	武蔵小山児童遊園	区	小山3-12-6	215	108	児童遊園				0.01
	238	豊四中央防災広場	区	豊町4-17-1	208	104	防災広場				0.01
	239	上蛇広場	区	二葉4-3-10	206	103	防災広場				0.13
	240	戸越五丁目	区	戸越5-12-10	203	101	防災広場				0.00
	241	二鳳公園	区	豊町4-19-20	202	101	公園				0.02
	243	中延児童遊園	区	中延1-10-15	198	99	児童遊園				0.00
	245	荏原4丁目児童遊園	区	荏原4-10-10	192	96	児童遊園				0.00
	246	二葉三防災広場	区	二葉3-11-15	188	94	防災広場				0.01

第2章 災害廃棄物対策  
第1節 平常時

面積規 模	No	名称	管 理	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	有効 面積 (m <sup>2</sup> ) ※	種別	一時 集合 場所	広 域 避 難 場所	一時 滯 在 施 設	浸水深 (m)
	248	荏原一丁目ふれあい広場	区	荏原1-2-12	181	91	児童遊園				0.03
	250	中二さくらひろば	区	中延2-9-18	179	90	防災広場				0.01
	252	中六桜広場	区	中延6-10-3	167	83	公園				0.00
	253	宮前坂広場	区	戸越2-6-36	166	83	児童遊園				0.00
	259	カメさん広場	区	戸越2-6-20	151	76	防災広場				0.00
	260	中原児童遊園	民	平塚2-6-4	141	71	児童遊園				0.00
	262	中延六丁目広場	区	中延6-5-17	130	65	児童遊園				0.23
	263	サンサン防災広場	区	豊町2-5-16	129	64	防災広場				0.04
	264	西中延3丁目児童遊園	区	西中延3-5-17	127	64	児童遊園				0.01
	265	豊四防災広場	区	豊町4-7-11	125	63	防災広場				0.01
	266	ひのみ広場	区	戸越5-20-15	122	61	防災広場				0.05
	269	戸越六丁目児童遊園	区	戸越6-11-6	95	48	児童遊園				0.03
	270	戸越一丁目緑地	区	戸越1-27-32	93	47	緑地				0.00
	271	豊町二丁目児童遊園	区	豊町2-18-1	91	46	児童遊園				0.73
	272	豊町ちびっこ児童遊園	区	豊町1-2-3	84	42	児童遊園				0.00
	273	ごこう広場	区	中延5-9-23	58	29	公園				0.03
	274	荏原児童遊園	区	荏原1-25-18	51	25	児童遊園				0.12

※有効面積 50%と仮定

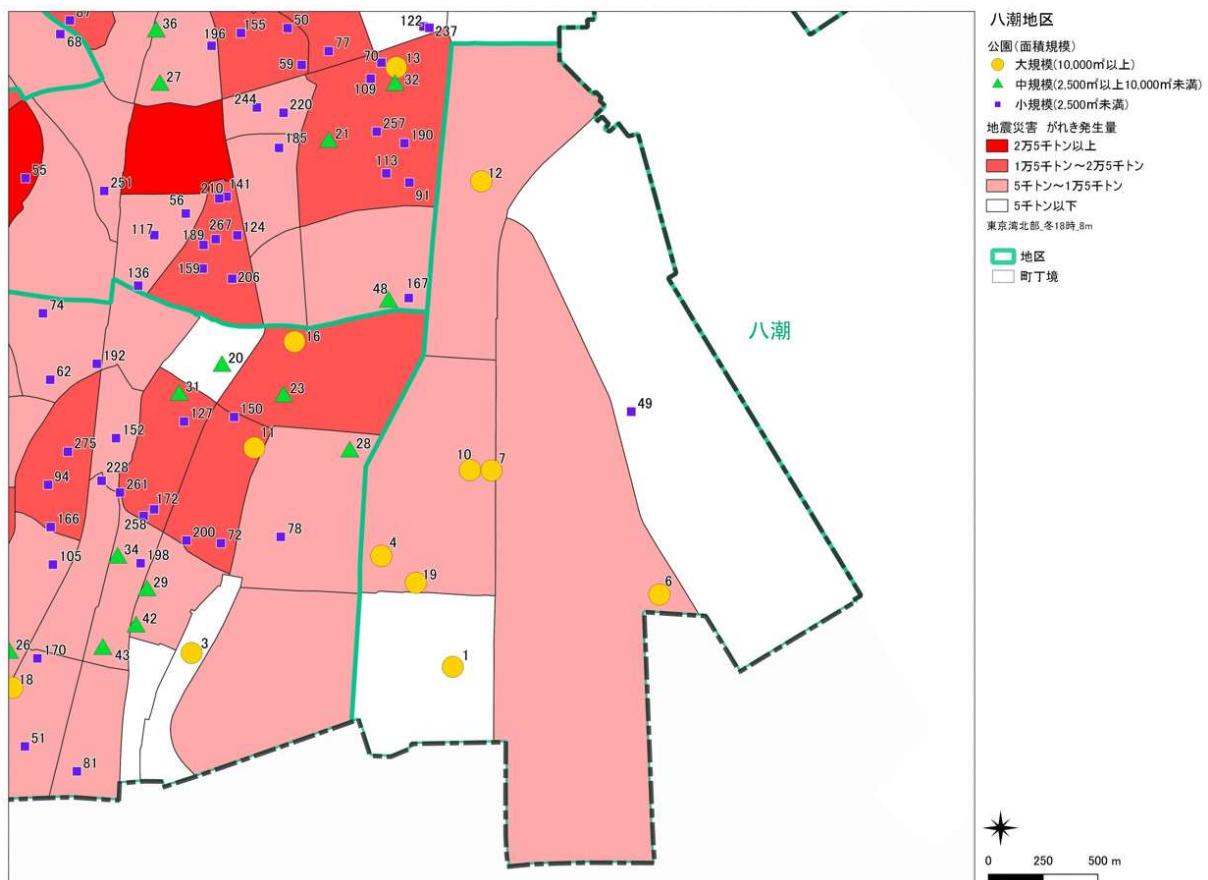


図 仮置場候補地（八潮地区）

表 仮置場候補地（八潮地区）

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	有効面積 (m <sup>2</sup> ) ※	種別	一時集合場所	広域避難場所	一時滞在施設	浸水深 (m <sup>2</sup> )
大規模	1	大井ふ頭中央海浜公園	大井スポーツセンター	八潮4-1-19	340,374	170,187	都立海上公園		○	○	0.04
	2	潮風公園	潮風公園管理所	東八潮	154,542	77,271	都立公園				0.00
	4	京浜運河緑道公園	大井スポーツセンター	八潮1、5	81,649	40,825	都立海上公園		○		0.02
	6	みなとが丘ふ頭公園	大井スポーツセンター	八潮3-1-11	50,265	25,133	都立海上公園		○		0.01
	7	大井ふ頭緑道公園	大井スポーツセンター	八潮4、5	32,662	16,331	都立海上公園		○		0.02
	10	八潮公園	区	八潮5-11-16	24,918	12,459	公園		○		0.01
	12	八潮北公園	区	八潮1-3-1	22,237	11,119	公園		○		0.14
	19	しおじ公園	区	八潮5-8-1	10,233	5,117	公園		○		0.00
中規模	30	東八潮緑道公園	公園センター	東八潮	4,879	2,440	都立海上公園				0.00

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第1節 平常時

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	有効面積 (m <sup>2</sup> ) ※	種別	一時集合場所	広域避難場所	一時滞在施設	浸水深 (m)
小規模	49	コンテナふ頭公園	大井スポーツセンター	八潮2-9-14	2,383	1,192	都立海上公園				0.06

※有効面積 50%と仮定

## (2) 仮置場等確保における検討プロセス

以下のプロセスにより、仮置場等の確保について検討する。なお、仮置場候補地は、区内全公園とする。

表 仮置場等確保における検討プロセス

プロセス		主な事前の検討項目
1	仮置場等の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の役割</li> <li>・必要面積の算定 等</li> </ul>
2	法律・条例など諸条件による検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定対象外とする公園等の抽出</li> <li>・法律・条例による土地利用の規制</li> <li>・その他災害時の使用用途との兼ね合いを踏まえた調整</li> </ul>
3	面積・地形等物理条件による検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低面積の考え方の整理</li> <li>・水防法の指定区域、土砂災害防止法、二次災害等の発生可能性が高い火災危険度の高い地域等の除外</li> </ul>
4	所有者等との事前調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内関係部署との事前調整</li> <li>・国や都、区所管部署等敷地の所有者との調整</li> <li>・近隣住民との調整</li> </ul>
5	整備構想案の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備方針の検討</li> <li>・面積規模に応じた使用用途の検討</li> <li>・レイアウトの検討（形状等の特徴に応じて複数パターン検討）</li> </ul>
6	総合評価による順位付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の多い地域周辺への優先配置</li> <li>・災害廃棄物の搬入及び搬出ルートの確保</li> <li>・運搬や作業に伴う騒音及び振動等の生活環境への影響</li> <li>・現地踏査を通じた詳細調査の実施（接道、アクセス、出入口状況、内部配置など）</li> </ul>
7	仮置場等の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や都、区所管部署や敷地所有者との最終調整</li> </ul>
8	所有者との協定等の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸借料金、原状復帰等の補償内容を含む協定の締結</li> </ul>

## (3) 必要な人材や資機材等の検討

区（清掃部）は、発災後すみやかに、仮置場等の設置に必要な資機材や、運搬に必要な車両、作業要員を確保するため、仮置場等の類型別に、必要な資機材等の抽出とその数量を推計し、調達体制を構築する。必要に応じて、応援職員の受け入れ協定先や、資機材等の調達先と協定締結先の検討を行う。

## 5 地区仮置場の確保

### (1) 基本方針

区（清掃部）は、平常時より、救助・救出関係機関（自衛隊、警察、消防）及び道路管理者（国土交通省、都）、公園の管理者と連携して、地区仮置場の候補地や設置・管理方法等を検討する。

### (2) 地区仮置場の必要性

災害時には、損壊家屋から排出される家財道具等（片付けごみ）が排出される。通常のごみ収集業務が復旧したとしても、片付けごみは、通常のごみ収集体制では収集・運搬することが出来ないため、区民が自ら分別出し、地域で一時的に保管できる拠点として、地区仮置場が必要となる。

なお、地区仮置場は、避難生活を継続しながら自宅の片付けを行う場合も踏まえ、救助・救出活動が一定程度収束し、応急危険度判定作業が開始される発災3日目以降から順次活用され、一次仮置場の運営が本格化する発災1か月後までの間は、設置が必要である。

### (3) 候補地の検討

区（清掃部）は、被害の大きい地域の区立公園を中心に、地区仮置場の候補地を検討する。

地区仮置場は、確保のしやすさを考慮して、～10,000 m<sup>2</sup>程度の広さを目安とする。また、被災者が自ら排出することを踏まえ、地区（品川地区、大崎地区、大井地区、荏原地区、八潮地区）ごとに複数箇所の確保に努める。

設置から一定期間後に集積した災害廃棄物を一次仮置場へ搬出する必要があるため、接道条件や敷地内進入路等について、清掃車等による搬出入が可能であるかを確認する。

候補地指定にあたっては、仮置場等候補地の検討プロセスに基づき検討を行い、施設所管課や所有者との事前調整を踏まえ候補地を決定し、必要に応じて、所有者との協定を締結する。

### (4) 管理運営方法の検討

区（清掃部）は、①受け入れる片付けごみの種類、②片付けごみの出し方を明確にした上で、地区仮置場の管理運営方法を検討する。

#### 1) 受け入れる災害廃棄物の種類（案）

- ・被災した住民の排出する片付けごみとする。

#### 2) 受け入れる災害廃棄物の出し方（案）

- ・被災者が自ら運搬することを前提とする。
- ・粗大ごみ手数料の有無を事前に検討する。
- ・国庫補助対象外災害廃棄物の取扱について検討する。
- ・便乗ごみ等の排出防止方法について検討する。

### 3) 運営管理方法の検討

- ・運営管理方法については、以下のとおり検討する。

**表 管理運営方法の検討**

検討項目		実施内容
1	管理者	区が主体となるが、民間委託も想定し、委託可能な事業者等について、事前調整を行う。また、必要に応じて協定を締結する。 なお、全公園に管理者を配置することは難しいため、使用方法、分別ルールなどを設置する。
2	危険物対策	危険物を受入れた場合の取扱方法を検討する。
3	降雨等の対策	降雨等により水分を含んでしまい、搬出が困難となる畳・布団のほか、降雨時の対策について検討する。
4	環境対策	悪臭防止、鼠や害虫等の発生予防、万が一アスベストを含む石綿成形板がある場合の対処方法（飛散防止のためにビニール袋に入れ、他のものと区別し、速やかに回収するなど）を検討する。
5	その他	ルール・レイアウト等の区民への周知方法 搬入物の積み上げ方法 警察、消防、自衛隊等の救助活動機関への位置情報の伝達方法

### 4) 災害廃棄物の分別方法の検討

受け入れる災害廃棄物の種類の検討結果を踏まえ、処理方法や運搬方法に応じた分別案を検討する。また、標準配置方法を複数パターン検討し、レイアウト例を作成する。

具体的な分別種類としては、腐敗性廃棄物、可燃系廃棄物、不燃系廃棄物、危険物・有害物の4区分を基本として検討する。なお、廃家電などのスペースも検討する

#### 【レイアウトの考え方】

- ・処理方法や運搬方法に応じて、分別して仮置きする。
- ・搬出入で清掃車等が通行できるように仮設通路を確保する必要がある。十分な幅が確保できる場合は、清掃車等の対面通行が可能な幅を確保することが望ましい。十分な幅が確保できない場合も、動線を確保する。
- ・火災防止のため消火器を設置する。
- ・トイレは周辺の在宅避難している区民が使用できるように配慮する。
- ・備蓄倉庫などは地域で使用ができるように配慮する。
- ・防火水槽が設置されている場合は、所管の消防署と協議を行い、消防活動で使用できるように配慮する。
- ・便乗ごみ防止のため、使用方法、分別ルールなどを設定する。

地区仮置場は、基本的に損壊家屋から排出される家財道具等（片付けごみ）のみ排出可能である。

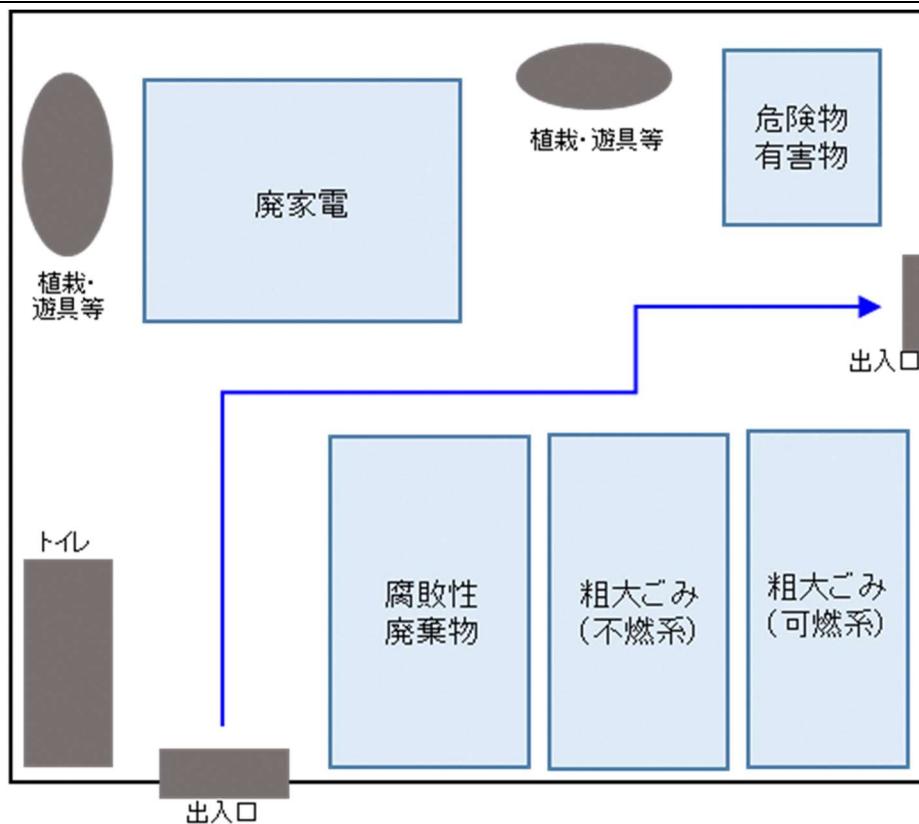


図 品川区における地区仮置場レイアウト例  
【資料編：資料5. 仮置場等のレイアウト（例） 1. 地区仮置場のレイアウト（例）】

## 5) 災害廃棄物の回収方法の検討

受け入れる災害廃棄物の発生量推計値を踏まえ、優先度や一次仮置場の設置状況を考慮した回収頻度や回収方法を検討する。

## 6 応急仮置場の確保

### (1) 基本方針

区（土木部、清掃部）は、平常時より、救助・救出関係機関（自衛隊、消防、警察）及び道路管理者（国土交通省、都）と連携して、応急仮置場の候補地や設置・管理方法等を検討する。

### (2) 応急仮置場の必要性

救助・救出や道路啓開等で処理される災害がれきは、民有地から発生したものが主となるため、適切に保管しなければならない（災害対策基本法第64条関連）。そのため、救助活動、道路啓開等により発生する災害がれきの一時的な仮置場として、被害の甚大な地域及び道路啓開現場付近に応急仮置場を設置する必要がある。

なお、応急仮置場に一時的に仮置した災害がれきは、一次仮置場設置後速やかに、一次仮置場へ運搬するなどして、適切に管理する必要がある。

#### 【検討項目】

- ・応急仮置場候補地の選定
- ・応急仮置場候補地の所有者または所管部署との事前調整及び協定締結等
- ・自衛隊、警察、消防等の救助活動機関への応急仮置場の位置情報の伝達方法
- ・応急仮置場の管理方法（a 管理者（区直接または民間委託）、b 国庫補助対象外がれきの取扱い、c 降雨等対策、d 危険物対策）の検討
- ・分別方法（ボンベ、消火器等危険物の分別、火災予防措置）
- ・必要な資機材の確保等
- ・災害がれきの回収頻度や回収方法

### 7 一次仮置場の確保

#### （1）基本方針

区（清掃部）は、応急仮置場で収集した災害がれき（保管義務のあるものを含む）、地区仮置場で収集した片付けごみのうち焼却処理が困難なごみや災害がれき、被災住宅から発生した災害がれきや公費解体等によって発生した災害がれきを集積、一次保管し、適正処理のための粗分別を行う一次仮置場について、発災後すみやかに開設するために、あらかじめ①品川区内における候補地について検討するとともに、②一次仮置場の管理・運営方法を検討する。

#### （2）一次仮置場等の必要性

区内で約190万トン、約253万m<sup>3</sup>の災害廃棄物（災害がれき）が発生することを前提に、一次仮置場の必要面積を推計すると、101.4万m<sup>2</sup>となる。

【資料編：資料4. 一次仮置場必要面積の整理 1. 一次仮置場必要面積】

一方で、阪神・淡路大震災時の災害発生後の月別解体棟数の推移（割合）を用いて、災害がれきを集積する仮置場の必要面積の推移を推計した場合、最大必要面積は13.6万m<sup>2</sup>となる。  
(処理期間を3年と仮定)。

【資料編：資料4. 一次仮置場必要面積の整理 2. 一次仮置場必要面積【月別推移】】

「住宅地が多く、仮置場として活用可能な空地が少ない」という特徴を踏まえると、十分な面積を確保することが困難であるといえるが、区が一義的に責任をもって処理する必要がある。

区は、救出・救助や道路啓開作業において収集された災害がれき等を一定期間適正に管理・保管する必要があり、二次災害の防止のために、倒壊の危険のある住宅等の公費解体等の運搬・処理も主体的に取り組む必要がある。

上記のことから、災害がれき等の適正保管と適正処理を行うために、区は、一次仮置場を確保する必要がある。

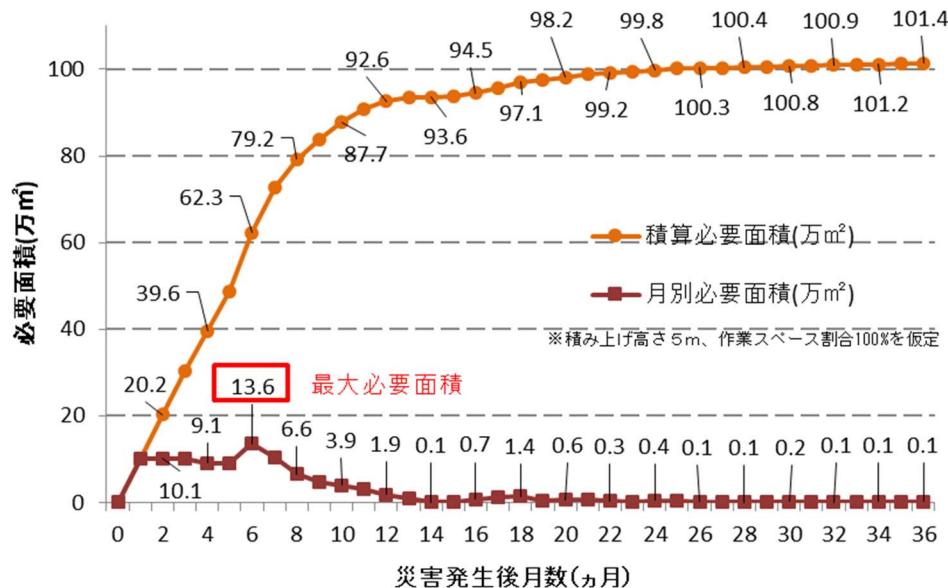


図 一次仮置場の必要面積の推移（推計）

### (3) 一次仮置場候補地の検討

区（清掃部）は、区内の大規模な公園を中心に、一次仮置場の候補地を検討する（公有地を優先とするが、スポーツ施設、駐車場等の民有地の借上げも検討する）。

一次仮置場は、東日本大震災の事例等から 10,000～100,000 m<sup>2</sup>程度の広さを目安とし、地区（品川地区、大崎地区、大井地区、荏原地区、八潮地区）ごとに 1箇所以上の確保に努める。なお、100,000 m<sup>2</sup>以上の公園は、特別区により二次仮置場に指定される可能性があるため、要調整である。

一次仮置場に仮置きした災害がれき等は、一定期間後にさらなる分別等の処理を実施する二次仮置場へ搬出する必要があるため、接道条件や敷地内進入路について、清掃車等による搬出入が可能であるかを確認する。

また、住宅地や医療施設、避難所などとの近接状況を踏まえ、運搬や作業に伴う騒音及び振動等の生活環境への影響に配慮して候補地選定を行う。

候補地指定にあたっては、候補地指定プロセスに基づき検討を行い、施設所管課や所有者との事前調整を踏まえ候補地を決定し、必要に応じて、所有者との協定を締結する。

### (4) 一次仮置場の管理・運営方法の検討

一次仮置場の管理・運営は、専門的な業務が中心となり、区単独では設置・管理・運営を行うことは難しいため、区（清掃部）は、設置・管理・運営を協定先や応援自治体職員と協力して行うことを前提に、事前の調整を行い、発災後すみやかに一次仮置場を設置するために、関係業界団体（建設業協会など）と災害時の協力協定を締結しておく。

また、区（清掃部・土木部）は、土砂や液状化により噴出した土砂の処理については、事前の協議を行うとともに、噴出土砂が汚染されていた場合の処理方法について検討する。

### 1) 管理運営方法の検討

表 管理運営方法の検討項目と検討内容

検討項目		検討内容
1	協定先や応援自治体職員との協力内容	建設関係、現場管理関係、廃棄物処理関係の各業務について、業務内容を検討しておき、協力内容案を作成するなど事前の準備を行う。
2	役割分担の明確化	① 一次仮置場の運営業務全般の指揮 ② 適切な業務執行の監督 ③ 有価物の売却 ④ 災害がれき処理の進捗管理
3	車両管理方法	東日本大震災における各被災地での車両管理方法を参考に、効率的な手法を検討する。
4	その他	業界団体との協定締結を通じて、発災後の業者選定方法について検討する。 廃棄物処理の再委託については、通常は不可とされているが、大規模災害時は特例措置により可能となる場合があるなど留意が必要である。

### 2) 環境対策

区（清掃部）は、発災時に迅速に対応できるように、一次仮置場における環境モニタリング方法、衛生管理、火災予防対策、粉じんの飛散防止対策、水質汚濁・地下水・土壤汚染防止対策、石綿（アスベスト）対策の実施方法について、事前に検討する。

なお、環境対策においても、専門業者へ委託等を前提に検討する。

表 環境対策の検討項目と内容

検討項目		検討内容
1	環境モニタリング	モニタリングを行う環境項目 土壤等のサンプリング方法
2	衛生管理	悪臭防止、雨水による発酵抑制 鼠や害虫等の発生予防
3	火災予防対策	圧密・発酵による火災の予防対策方法 仮置場に消火器、防火水槽等の消防設備の整備 カセットボンベや灯油タンク等の危険物対策 消防車両の活動スペースや動線の確保
4	粉じんの飛散防止対策	飛散防止ネットや集塵機の確保 散水方法
5	水質汚濁・地下水・土壤汚染防止対策	汚染防止方法の検討（防水シート・鉄板の施設など） 有害物質の降雨対策（テント内保管など）
6	石綿（アスベスト）対策	一次仮置場への受入れ禁止措置 やむを得ず受け入れる場合の対処方法など

### 3) 分別基準（特別区共通）

【一次仮置場に十分な面積を確保できる場合】

- ①可燃系混合物 ②木質系混合物 ③不燃系混合物 ④金属系混合物
- ⑤コンクリート系混合物（コンクリートがら、アスファルトがらは別）
- ⑥廃家電、⑦危険物、有害物（種類ごと分別）

⑧上記①～⑦に分別困難な混合物（腐敗性廃棄物、処理困難物）

【一次仮置場に十分な面積を確保できない場合】

①現場や地区仮置場から搬出する時点で分別し、一次仮置場Aは可燃性混合物と木質系混合物、一次仮置場Bは不燃性混合物と金属性混合物の様に、一次仮置場ごと廃棄物の種類を変える方法も検討する。

②現場や地区仮置場で分別し、コンクリート系混合物や金属系混合物を現場に残し腐敗性廃棄物、危険物・有害物、可燃性混合物から一次仮置場へ搬入する方法も検討する。

【一次仮置場がほとんど確保できない場合】

①現場で分別し、直接二次仮置場へ搬入する。

4) 一次仮置場への災害がれきの積み方やレイアウト例

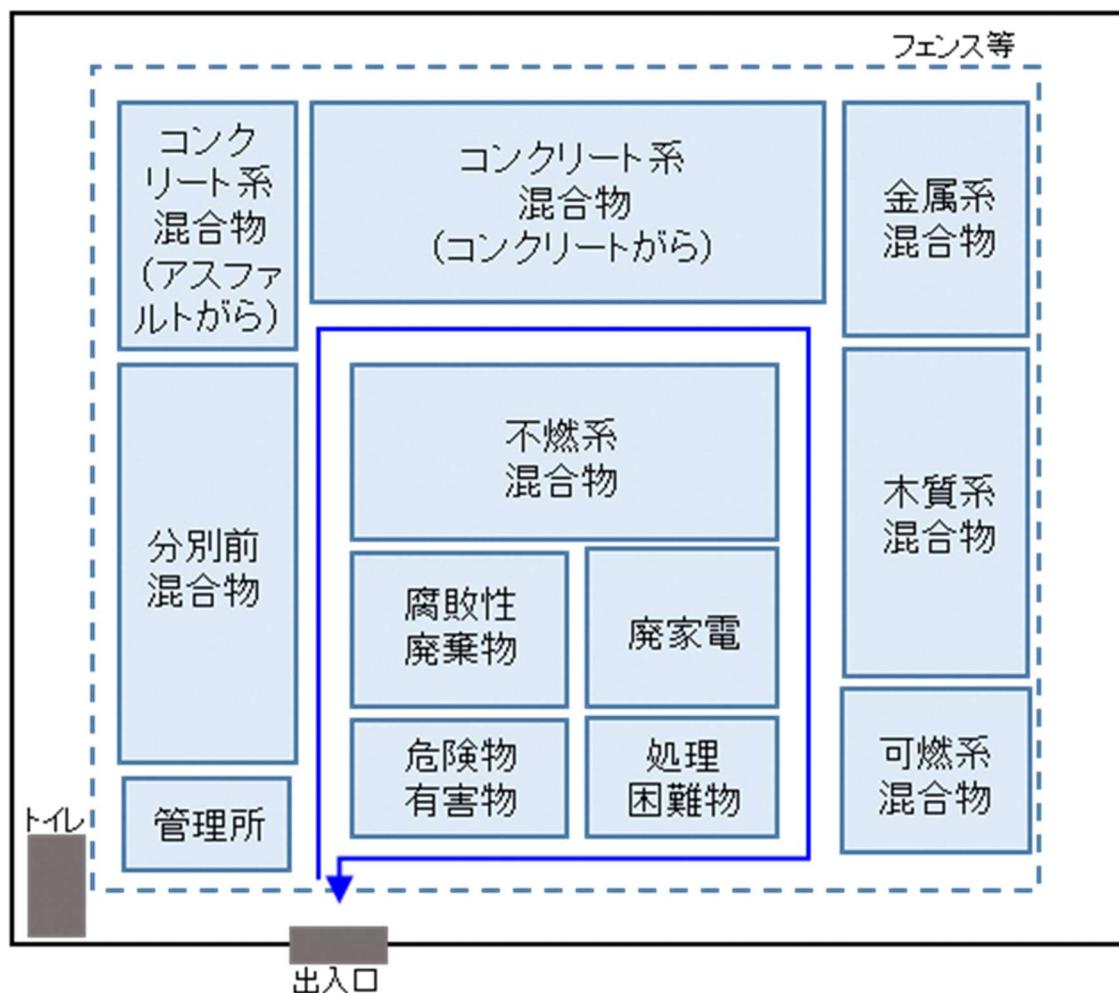


図 一次仮置場レイアウト例  
【資料編：資料5. 仮置場等のレイアウト（例） 2. 一次仮置場のレイアウト（例）】

## 5) 災害廃棄物の回収方法の検討

受け入れる災害廃棄物の発生量推計値を踏まえ、優先度や二次仮置場の設置状況を考慮した回収頻度や回収方法を検討する。

## 8 二次仮置場の確保

一次仮置場に集積され粗分別を行った災害廃棄物の中間処理（破碎・選別等）前の適正保管を行う「二次仮置場」が必要となる。

二次仮置場の確保及びその管理・運営は、特別区が連携して行うため、特別区は、特別区災害廃棄物処理ガイドラインにおいて、二次仮置場の確保や設置・運営の基本的な考え方、実施手順等の検討や、関係業界団体（建設業者団体、廃棄物処理業者団体等）との災害時協力協定の締結に努めている。

区（清掃部）は、特別区災害廃棄物処理ガイドラインに基づき、二次仮置場の確保や設置・運営の基本的な考え方、実施手順等を本計画へ反映する。

なお、二次仮置場は、特別区内に複数箇所設置する。必要に応じて、仮設処理施設を併設する。

## 9 資源化物一時保管場所

災害廃棄物処理にあたっては、埋立処分量削減のため、可能な限り再資源化することが求められる。処理された資源化物は、引取業者に引渡すまでの間は、民間処理業者の施設内で保管するが、不足する場合は、「資源化物一時保管場所」を確保する必要がある。

資源化物一時保管場所の確保及びその管理・運営は、特別区が連携して行うため、特別区は、特別区災害廃棄物処理ガイドラインにおいて、再資源化一時保管場所の確保や再資源化の実施手順等を検討している。

区（清掃部）は、特別区災害廃棄物処理ガイドラインに基づき、再資源化の手順等を本計画へ反映する。また、民間処理施設で処理された資源化物を、できるだけ速やかに資源化物の引取り先業者に引渡せるように業者の確保に努める。

なお、資源化物一時保管場所は、原則として二次仮置場に併設する。

## 10 最終処分

二次仮置場等に集積された災害廃棄物は、清掃一組の不燃・粗大処理施設や焼却施設、民間処理施設または仮設処理施設において、粉碎、選別、焼却等の中間処理が実施される。中間処理において発生した、再資源化できない災害廃棄物（残渣等）は、埋立処分を行う。

最終処分の実施は、都と特別区が連携して行うため、特別区は、特別区災害廃棄物処理ガイドラインにおいて、最終処分の実施手順等を示しており、都の新海面・中央防波堤外側埋立処分場や一般廃棄物の受入れが可能な産業廃棄物処分場の活用を検討している。

区（清掃部）は、特別区災害廃棄物処理ガイドラインに基づき、最終処分の実施手順等を本計画へ反映する。

## 11 仮置場等の原状復帰

災害廃棄物の仮置場等を閉鎖する場合は、土壤分析等を行うなど、土地の安全性を確認する必要がある。区（清掃部）は、仮置場等における土壤調査等環境測定の実施手順等について検討する。また、地区仮置場や応急仮置場の閉鎖に伴う区民への周知方法や、地区仮置場や応急仮置場の閉鎖後に排出された災害廃棄物の処理方法等について検討する。

## 12 道路啓開に伴う災害がれき処理

区（土木部）は、災害発生直後に実施する道路啓開作業に伴う災害がれき処理について、①処理までの流れと役割分担、②重機・運搬車両等の確保、③関係機関との連携に関する事前調整についてあらかじめ検討する。

### （1）処理までの流れ

区（土木部）は、道路啓開に伴う災害がれき処理対策の検討のため、発災直後から最終処分までの流れを時間軸で整理し発災時の役割分担を検討する。

表 道路啓開に伴う災害がれき処理の流れ

時間軸	流れ	役割分担
初動期 (1か月まで)	発災	土木部
	↓	
	道路被害情報の把握	
	↓	
	協定団体との連絡調整、重機等の確保	土木部・清掃部
	↓	
応急期	道路啓開作業の実施	清掃部・土木部
	↓	
	応急仮置場の設置	
復旧・復興期	↓	特別区・都
	一次仮置場へ運搬開始	
	↓	
	一次仮置場での処理	
～3か月	↓	特別区・都
	二次仮置場等へ搬出	
	↓	
～1年	二次仮置場での処理	特別区・都
	↓	
～3年	最終処分	

## (2) 重機・搬入車両等の確保と事前調整

道路啓開作業に伴う災害がれき処理にあたって必要な重機・搬入車両等の確保について、区（土木部）は、応急仮置場から一次仮置場への運搬も想定し、協定団体との事前調整に努める。その際、必要に応じて協定の締結や見直しを行う。

## (3) 関係機関との連携に関する事前調整

区（土木部）は、発災後に関係機関との速やかな連携を図るため、各道路管理者が実施する道路啓開体制（実施体制、重機・運搬車両等の確保）について理解を深め、担当部署及び協力機関の緊急連絡先を確認しておく。また、応急仮置場候補地の検討にあたって事前調整を行う。

さらに、道路の占用許可を受けている工作物の所有者（電力会社、電話会社等）の連絡先の把握に努める。

## 13 公費解体に関する災害がれき処理

区は、倒壊の危険性の高い被災住宅の除去及び半壊以上の損壊家屋の解体撤去を希望する区民からの要望に基づき実施する公費解体について、発災後すみやかに実施するために、①処理までの流れと役割分担（区民からの申請・相談窓口、解体業者等の確保、解体の事務等）、②重機・運搬車両等の確保、③関係機関との連携に関する事前調整についてあらかじめ検討する。

### (1) 基本的な考え方

東日本大震災の際には、平成23年3月25日付で被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知として、損壊家屋に対する解体・撤去の方針が示されている。

- ① 倒壊して災害がれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者など利害関係者の連絡承諾を得て、または連絡が取れず承諾がなくても撤去ができる。
- ② 一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。
- ③ 建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時または別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外のものについては、撤去・廃棄できる。

【作業・処理フロー】

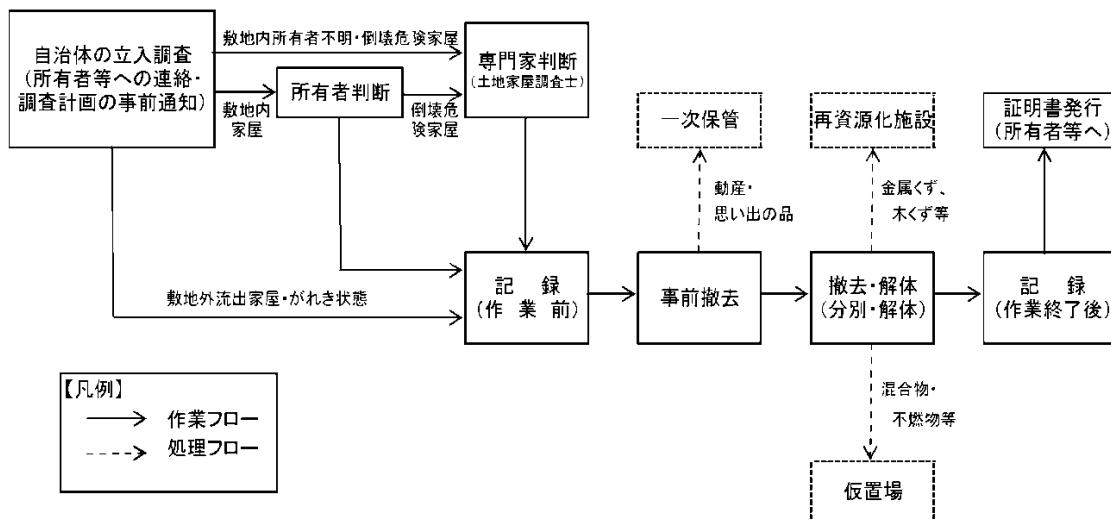


図 公費解体作業フロー及び災害がれき処理フロー

出典 環境省災害廃棄物対策指針技術資料

## 14 し尿処理方法の検討

発災によって断水が発生した場合でも、下水道が使用できかつ排水用の生活用水を確保できるときは、水洗トイレを利用することができる。しかし、下水道が被害を受けた場合や生活用水を確保できない場合は、衛生上の観点からも直ちに水洗トイレの使用を控え、（便槽型）仮設トイレや災害用トイレ（簡易トイレ）を使用する必要がある。

そのため、区（清掃部）は、仮設トイレや災害用トイレのし尿処理を適切に実施するため、被害想定に基づく「し尿処理実行計画」（①全体発生量の推計、②必要となる資機材の量等）を作成する。

なお、区は、災害時に避難場所となる公園や避難所となる学校を中心に災害用マンホールトイレの整備を進めていることから、災害時に活用することができる。

### （1）全体発生量の推計

東京湾北部地震（冬の18時・風速8m/s）を想定した東京都の被害想定結果の避難者数に基づき試算すると、約32万L/日のし尿が発生すると推計される。

### （2）災害用トイレの分別排出

避難所や各家庭で使用されることが想定される災害用トイレは、燃えるごみと同様に焼却処理することができるが、燃えるごみとは運搬方法が異なるため、分別収集する必要がある。また、長期間放置すると固形化し焼却処理が難しくなるため早期に収集・運搬する必要がある。そのため、区は、災害用トイレの分別排出方法について、平常時より区民に広く周知する。

### 【検討事項】

- ・区民が排出する際の留意点
- ・回収場所
- ・回収頻度
- ・区民への周知の方法
- ・運搬車両の確保
- ・運搬方法

## 15 ごみの処理方法の検討

災害時には、被災した区民の排出する生活ごみや、避難所で排出される避難所ごみを災害廃棄物として処理する必要がある。また、処理しなければならないごみの量は、一時的に増加することが想定される（東日本大震災では、平均 23g／日・人の生活ごみ量が増加した実績がある）。

さらに、通常のごみ収集業務は、道路被害、廃棄物処理施設の被害、人員、資機材や燃料等の確保状況に応じて、一定期間業務が停止することが想定される。区（清掃部）は、品川区業務継続計画の発動や関係機関からの支援を通じて、通常業務の復旧に取り組み、区民に対しては、家庭におけるごみ排出の抑制や、ごみの分別排出の呼びかけを行う必要がある。

区（清掃部）は、発災後すみやかに生活ごみの収集体制を確保するため、災害時のごみ発生量、避難所におけるごみの発生量を推計した上で、生活ごみの処理実施体制を検討する。

### （1）災害時のごみ発生量（推計）

区の令和3年10月の人口に基づき計算すると、地震時の生活ごみ発生量（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）は、約278t/日と推計される。

### （2）避難所ごみの発生量（推計）

東京湾北部地震（冬の18時・風速8m/s）を想定した都の被害想定結果の避難者数に基づき計算すると、地震時の生活ごみ（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）発生量のうち、地震時の避難所ごみ発生量は、約82t/日と推計される。

### （3）片付けごみの発生量（推計）

災害時の片付けごみ発生量（粗大ごみ）は、約7.7千t/年と推計される。

【資料編：資料3. 発災時における災害廃棄物発生量の整理 3. ごみ発生量】

### 【検討内容】

- ・被災者の生活ごみを排出する場所
- ・早期に処理しなければならないごみの種類
- ・排出を抑制するごみの種類

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第1節 平常時

- ・臨時的な対応の内容及び臨時的対応の継続期間  
(臨時の集積所の設置、収集頻度の変更、収集時間の変更等)
- ・粗大ごみ収集の一時的な変更（災害がれきを地区仮置場に自ら搬入するなど）
- ・避難所でのごみの排出方法と集積場所
- ・動物死体の取扱要領

## 16 区民への事前周知

発災時の災害廃棄物処理を速やかに実施するためには、家庭におけるごみ排出の抑制や、ごみの分別排出の協力が不可欠である。また、仮置場等の設置や運営には周辺住民の理解が欠かせない。

区は、平常時より、区民向け概要版（仮）等を作成し、防災に関する情報や災害廃棄物に関する情報を提供し、区民意識の啓発を図る。また、災害時であっても分別排出の徹底が必要であることや不法投棄や野焼きは違法行為であることなど、発災後につまやかな広報ができるよう、区民に対して周知すべき内容をあらかじめ検討する。

### 【区民への周知に関するここと】

- ・災害時の罹災世帯の排出する生活ごみ等の排出方法
- ・避難所で排出される生活ごみ等の排出方法
- ・災害時の一般世帯（罹災世帯以外）における生活ごみ等の排出方法
- ・災害時のし尿処理方法
- ・損壊家屋から排出される家財道具等の片付けごみの排出方法
- ・地区仮置場の設置個所、分別ルール
- ・罹災証明申請方法
- ・公費解体に関する手続方法
- ・不法投棄や野焼きなど違法行為に関するここと

## 第2節 初動期（発災後約1か月まで）

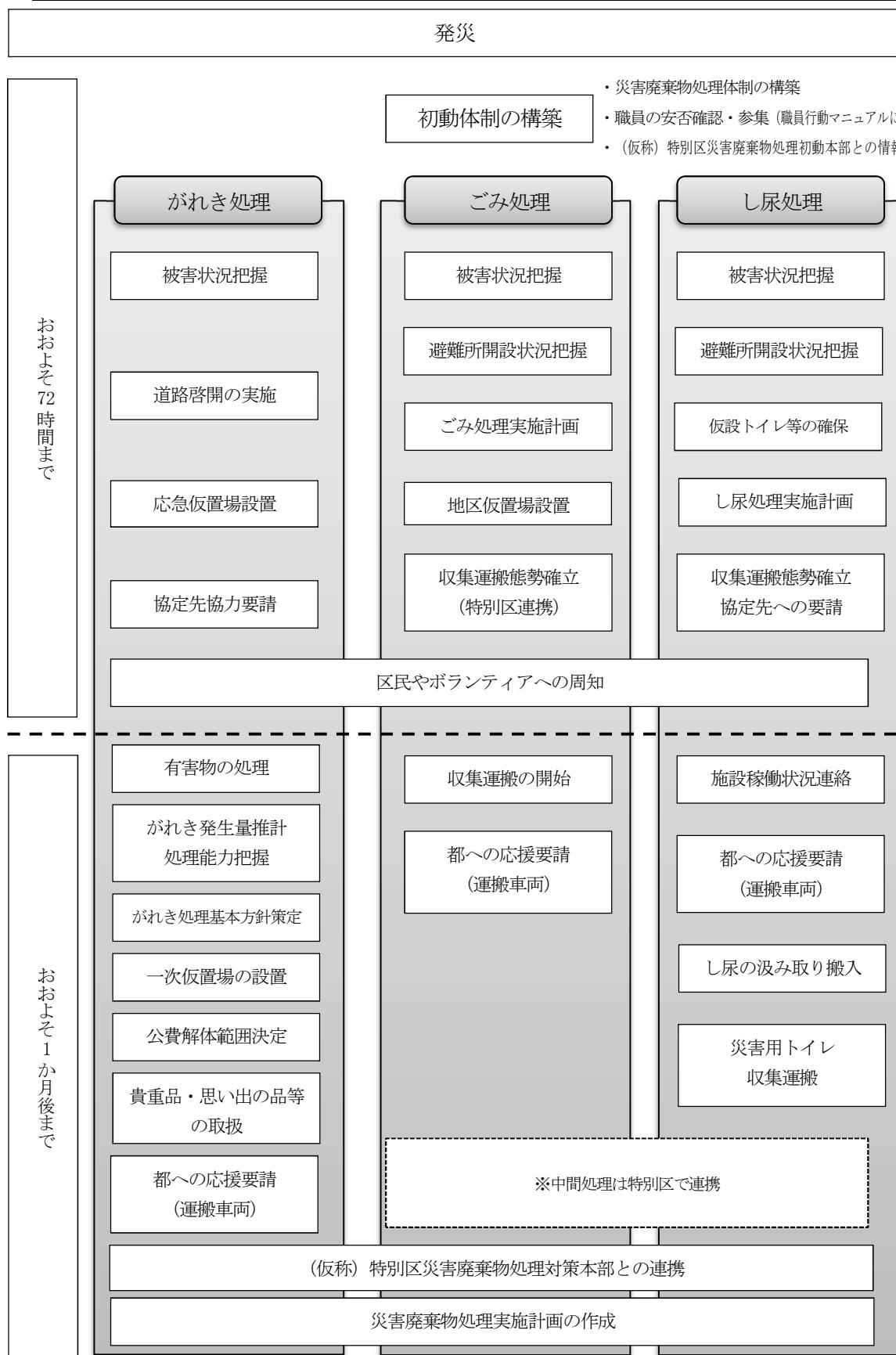


図 初動期（発災後約1か月まで）における対応

## 1 初動体制の構築

### （1）災害廃棄物処理体制の構築

区は、自然災害の発生または発生するおそれがある場合に、「災害対策本部」を設置する。また、災害廃棄物は、清掃部を中心に主に土木部と連携して処理を実施する（第2章 第1節「1 組織体制の検討」参照）。

### （2）職員の安否確認・参集

区は、職員の安否確認および参集可能時間の把握を行い、自分の職場へ非常参集する。参集後、災害対策本部に報告する。

### （3）（仮称）特別区災害廃棄物処理初動本部との情報連絡体制の構築

区（清掃部）は、特別区内の1箇所以上で震度6強以上が観測された場合、または（仮称）特別区災害廃棄物処理初動本部長が招集した場合に、あらかじめ指定した非常参集職員を（仮称）特別区災害廃棄物処理初動本部（以下、「特別区初動本部」とする）へ派遣し、特別区初動本部との情報連絡体制を構築する。

### （4）関係主体との連携

区（清掃部）は、都、協定締結先等と連絡調整のうえ、災害廃棄物の共同処理を実施する。また、自衛隊、警察、消防には災害対策本部を通じて協力要請を行う。なお、広域処理を行なう場合は、原則、都を窓口として、他府県に応援を要請するほか、環境省が事務局となって運営するD.Waste-Netを活用し、廃棄物処理を円滑・迅速に行う。

## 2 災害がれき処理

### （1）被害状況の把握（発災直後～1週間程度）

担当	清掃部・指令情報部・土木部
----	---------------

被害情報は、指令情報部及び土木部を通じて、清掃部で取りまとめ、必要に応じて関係機関へ情報提供する。

なお、被害情報は、仮置場の設置や災害廃棄物処理実行計画の策定等に影響する重要な事項である。被害情報等を基に適切に更新し、段階に応じて精度を高めて管理する。

#### ① 区内の被害状況

清掃部および土木部は、災害対策本部等を通じて、家屋等の倒壊及び焼失状況、道路の被害、障害物等の状況、公園の被害状況の状況を把握する。

#### ② 処理施設等の被害状況

清掃部は、所管課や特別区初動本部等を通じて、区清掃関連施設（清掃事務所等）、清掃一組管理施設の被災状況、民間処理施設、最終処分場、有害物質処理事業者の被災状況、稼働状況を把握する。

清掃部は、所管施設及び品川清掃工場周辺の道路被災状況等を把握する。

③ 協力機関等の被害状況

清掃部は、協定締結機関等を通じて、重機、運搬車両等提供先の被災状況を把握する。

④ 初動対応の状況

清掃部は、災害対策本部や土木部を通じて、救出救助の実施状況、道路啓開作業の進捗状況、応急活動拠点等の利用状況や利用可否状況を把握する。

(2) 協定先協力要請（発災直後～1週間程度）

担当	清掃部・土木部
----	---------

清掃部および土木部は、協定締結機関との連絡手段を確保し、道路啓開及び災害がれき運搬等に関する協力要請を行う。協力機関から提供を受ける重機、運搬車両等の活動車両に使用する燃料は、区が確保する。

災害時に災害対策基本法等に基づく交通規制が実施された場合は、一般車両の通行が禁止されるため、道路啓開や災害廃棄物処理の実施に必要な車両については、警視庁で緊急通行車両の届出を行う。

(3) 道路啓開実施（発災直後～1週間程度）

担当	土木部
----	-----

土木部は、発災後、区内の道路被害状況を把握し、区地域防災計画に基づき、道路啓開作業（障害物の除去）を実施する。実施にあたっては、協定団体と連絡調整を行い、必要な重機等を確保する。道路啓開に伴う災害がれきは、仮置場等へ運搬し適切に保管する。

なお、道路上の許可工作物は、すみやかに事業者等へ連絡のうえ処理方法について協議を行う。

(4) 応急仮置場設置（発災直後～1週間程度）

担当	清掃部
----	-----

① 応急仮置場の設置管理

救助活動、道路啓開等により発生する災害がれきを適切に保管するため、清掃部は、一時的な仮置場として、応急仮置場を設置した場合には、災害対策本部を通じて、自衛隊、警察、消防等の救助活動機関へ設置場所を報告する。

大企業等の建物等から発生する災害がれきについては、国庫補助対象外となるため、その取扱いについては関係部署と協議の上、取扱方針を定める。

② 一次仮置場等への運搬

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第2節 初動期（発災後約1か月まで）

応急仮置場に一時的に仮置きした災害がれき（道路啓開および救助活動による災害がれき）は、一次仮置場等を設置した場合は、すみやかに一次仮置場等へ運搬するなどして、適切に管理する。

#### （5）有害物質の処理（発災3日目以降～）

担当	清掃部・土木部・指令情報部・建築住宅部・品川区保健所
----	----------------------------

有害物質取扱施設や危険物取扱施設が被災し、有害物質等の漏えいがある場合は、事業者が応急措置を行いその後適切な処理が行われる。ただし、二次災害の発生のおそれが切迫している場合には、東京消防庁等の機関による中和処理等の応急措置が実施される。事業者が自ら処理を行えない場合等で区が処理作業を担う必要がある場合は、応急措置が完了し安全が確保されてから、作業を実施する。

##### 1) 被災した有害物質取扱い施設における有害物質の処理責任

有害物質の取扱い事業者は、都の環境確保条例または毒物及び劇物取締法等の関係法令により、緊急時の応急措置が義務付けられているため、基本的には事業者の責任において適切に処理を行う。

止むを得ない事情により事業者が自ら処理をすることができない場合には、事業者（被災等により事業者の意志が確認できない場合は、遺族や破産管財人等）の意志を確認したうえで区が有害物質の処理を行う。

① 区が有害物質の処理を行う場合は、清掃部は、品川区保健所や所轄する消防署とも連携を図り、その事業者が平常時処理をしているルートを使用し処理を行うことを原則とする。

② 事業者が平常時処理をしているルートが使用できない場合は、清掃部は、東京都産業廃棄物協会に廃油、廃酸、廃アルカリ等の産業廃棄物処分業者を照会し、有害物質の処理ができる業者を選定する。処分業者が産業廃棄物の収集運搬業の許可を有していない場合は、適正な廃棄物処理を確保するために処分業者が通常使用している産業廃棄物の収集運搬業者を使用することが望ましい。

##### 2) 災害がれき処理における有害物質に対する留意事項

① 倒壊建物の災害がれき処理や倒壊の危険性のある建物の解体に際しては、土木部は、当該建物の建築年及び建物内の有害物質や危険物の有無について、所有者より聞き取る。所有者から情報を得られない場合は、近隣住民や建築住宅部、管轄する消防署より、情報収集をする。

② 当該建物内に有害物質や危険物の存在が確認された場合は、請負業者に対して、詳細な有害物質または危険物の状況を情報提供し、二次災害防止対策を的確に行う。

③ 倒壊建物の災害がれき処理や倒壊の危険性のある建物の解体において、当該建物内に石綿やPCB等の有害物質や医薬品等がある場合は、土木部は、清掃部と連携を図り適切な処理を行う。

### 3) 有害物質取扱い施設の災害がれき処理における留意事項

- ① 有害物質取扱い施設の災害がれき処理や倒壊の危険性のある施設の解体に際しては、土木部は、取扱い物質の種類、貯蔵量、状態等の状況について所有者より聞き取る。所有者から情報を得られない場合は、近隣住民や清掃部、管轄する消防署より、情報収集し災害がれき処理作業における安全確保を図る。
- ② 清掃部は、災害がれき処理作業中における有害物質の漏洩等、緊急事態に備え、警察、消防、自衛隊との緊急連絡の手段を保健所と事前に確認しておく。
- ③ 土木部及び清掃部は、都環境局に報告し有害物質対策について技術的な指導助言を受けて災害がれき処理を進める。
- ④ 都内の廃棄物処分業者で処理ができない場合は、都環境局に都外の適切な有害物質の処分業者の情報提供を求める。
- ⑤ 土木部は、災害がれき処理業者に対しては、詳細な有害物質の状況を明示するとともに、都環境局の指導助言の内容、有害物質処分業者との連携等、情報提供と二次災害防止対策を的確に行う。

### 4) 近隣住民の安全確保・広報

- ① 近隣住民の安全確保は、都環境局の指導及び警察、消防、自衛隊等関係機関の協力を得て行う必要がある。
- ② 近隣住民への広報は、不要な混乱を招かぬよう、指令情報部と連携を図り、適切な時期に行う。

### (6) 災害がれき発生量推計、処理能力把握（発災3日目以降～3週間程度）

担当	清掃部・土木部／特別区（初動）対策本部／都環境局
----	--------------------------

#### ① 災害がれき発生量の推計

清掃部・土木部は、実際の被害棟数に基づき、災害がれき発生量を推計する。災害がれき発生量の推計は、基本方針や処理計画の策定にあたって重要であることから、できるだけ早期に正確に行う。なお、被害棟数等の把握にあたっては、建物被害調査や被災建物応急危険度判定及び罹災証明発行を行う、建築住宅部と連携を図る。

災害発生直後において全壊・半壊・焼失ごとの被害棟数を調査し、把握することは困難であることが予測されることから、全壊・半壊・焼失とみられる概ねの全体棟数から推計する。時間経過とともに建物被害概況調査の結果や被災建物応急危険度判定によって、全壊・半壊・焼失の内訳が明らかになった場合は、それぞれの被害棟数から災害がれきを推計する。

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第2節 初動期（発災後約1か月まで）

発災後概ね2週間程度を目途に発生量の推計が出せるように努める。災害がれき発生量の推計結果は、特別区（初動）対策本部及び都へ報告する。

#### ② 災害がれき処理能力の把握

災害がれきの処理は、清掃一組処理施設及び民間処理施設において、特別区が連携して処理を実施する。清掃一組処理施設の処理能力については、特別区（初動）対策本部が、民間処理施設については都環境局がそれぞれとりまとめ、情報の共有化を図る。

### （7）災害がれき処理基本方針策定（発災3日目以降～2週間程度）

担当	土木部
----	-----

土木部は、災害がれき処理基本方針を策定する。災害がれき処理基本方針に定める事項は以下のとおりとする。災害がれき処理方針を作成し次第、都環境局及び特別区（初動）対策本部に提出する。

- ① 処理方針策定の目的
- ② 区内の被害状況
- ③ 予想される処理対象災害がれき量（総発生量、種類別災害がれき量）
- ④ 災害がれき処理の考え方（優先順位、応急仮置場・一次仮置場の開設、処理期間）
- ⑤ 自区内処理・広域処理の方針
- ⑥ 回収方法・運搬手段
- ⑦ 再資源化
- ⑧ 分別方法
- ⑨ 処理業者の選定
- ⑩ 排出先
- ⑪ 健康及び環境配慮
- ⑫ 経費の節減
- ⑬ 災害がれき処理実行計画の策定
- ⑭ 特別区災害廃棄物処理対策本部との連携

### （8）一次仮置場の設置（発災3日目以降～3年以内）

担当	清掃部
----	-----

#### 1) 一次仮置場の設置

区は、応急仮置場で収集した災害がれき（保管義務のあるものを含む）、地区仮置場で収集した片付けごみのうち焼却処理が困難なごみや災害がれき、被災住宅から発生した災害がれきや公費解体等によって発生した災害がれきを集積、一次保管し、適正処理のための粗分別を行う一次仮置場について、発災後すみやかに開設する。

一次仮置場は、区内の大規模な公園を中心に、設置する。なお、都有地及び国有地を候補地とする場合は、都（環境局）へ要請する。

一次仮置場は、東日本大震災の事例等から 10,000～100,000 m<sup>2</sup>程度の広さを目安とし、地区（品川地区、大崎地区、大井地区、荏原地区、八潮地区）ごとに 1箇所以上の確保に努める。なお、100,000 m<sup>2</sup>以上の公園は、特別区により二次仮置場に指定される可能性があるため、要調整である。

一次仮置場に仮置きされた災害がれき等は、一定期間後にさらなる分別等の処理を実施する二次仮置場へ搬出する必要があるため、接道条件や敷地内進入路について、清掃車等による搬出入が可能であるかを確認する。また、住宅地や医療施設、避難所などとの近接状況を踏まえ、運搬や作業に伴う騒音及び振動等の生活環境への影響に配慮して設置する。

設置場所は、あらかじめ検討した候補地より選定するが、被害状況に応じて、関係機関と調整の上、設置場所を決定する。

## 2) 一次仮置場の管理運営

一次仮置場の管理・運営は、専門的な業務が中心となり、区単独では設置・管理・運営を行うことは難しいため、区（清掃部）は、設置・管理・運営を協定先や応援と自治体職員と協力して行うことを前提とする。区の役割は、①一次仮置場の運営業務全般の指揮、②適切な業務執行の監督、③有価物の売却、④災害がれき処理の進捗管理とする。車両管理については、東日本大震災における各被災地での車両管理方法を参考に、効率的な運用を行う。

また区は、一次仮置場における環境モニタリング、衛生管理、火災予防対策、粉じんの飛散防止対策、水質汚濁・地下水・土壤汚染防止対策、石綿（アスベスト）対策を実施する。

さらに、災害廃棄物の処理に係る事業者と協力し、区民の生活環境の保全と作業従事者の安全性の確保に努める。

## 3) 分別基準（特別区共通）

一次仮置場での災害廃棄物の受入れは以下のとおりとする。なお、受付に管理人を配置する。管理人が搬入物のチェックを実施し、誘導・監視のもとに搬入する。

### 【一次仮置場に十分な面積を確保できる場合】

- ①可燃系混合物 ②木質系混合物 ③不燃系混合物 ④金属系混合物
- ⑤コンクリート系混合物（コンクリートがら、アスファルトがらは別）
- ⑥廃家電、⑦危険物、有害物（種類ごと分別）
- ⑧上記①～⑦に分別困難な混合物（腐敗性廃棄物、処理困難物）

### 【一次仮置場に十分な面積を確保できない場合】

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第2節 初動期（発災後約1か月まで）

①現場や地区仮置場から搬出する時点で分別し、一次仮置場Aは可燃性混合物と木質系混合物、一次仮置場Bは不燃性混合物と金属性混合物の様に、一次仮置場ごと廃棄物の種類を変える方法も検討する。

②現場や地区仮置場で分別し、コンクリート系混合物や金属系混合物を現場に残し腐敗性廃棄物、危険物・有害物、可燃性混合物から一次仮置場へ搬入する方法も検討する。

#### 【一次仮置場がほとんど確保できない場合】

①現場で分別し、直接二次仮置場へ搬入する。

#### 4) 留意事項

- ・畳は発酵し発火する危険があるため、速やかに破碎し焼却処理を行う必要がある。
- ・木質性混合物や可燃性混合物は火災防止の観点から高さ5m以上に積み上げない。
- ・火災発生時の延焼防止のため、災害がれきの堆積物同士の距離を2m以上設ける。
- ・ガス抜きのための多孔管を設置する。
- ・自動車、バイク等から発生する鉛蓄電池は火災発生の原因となるため、災害がれきの山から取り除き、重機で踏み潰さないように注意を払う。
- ・一次仮置場からの処理の優先順位は、①廃畳等の腐敗性廃棄物、危険物・有害物 ②木質性混合物、可燃性混合物 ③コンクリート系混合物や金属系混合物の順とする。
- ・平常時において専門業者が処理をしている家電製品（テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ含む）、冷蔵庫（冷凍庫・保冷庫・冷温庫含む）、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）、パソコン、自動車、危険物、有害廃棄物、消火器、プロパンガスボンベ等については、一次仮置場から専門の処理ルートにより処理し、二次仮置場へは搬入しない。
- ・土砂専用の仮置場の設置や土壤調査については、事前に土木部と協議を行っておく。

#### （9）公費解体範囲決定（発災3日目以降～3週間程度）

区は、発災の状況に応じて示される国の方針に基づき、倒壊の危険性の高い被災住宅等の公費解体の範囲について決定する。

#### （10）貴重品・思い出の品等の取扱い（発災3日目以降～3週間程度）

担当	清掃部
----	-----

建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合に、所有者や相続人等の立会いが得られない場合も想定されるため、思い出の品や貴重品を取扱う必要がある。

思い出の品（アルバム、写真、位牌、賞状、手帳等）や貴重品（金庫、財布、通帳、印鑑、キャッシュカード、貴金属等）について取扱う範囲を定め、適切に収集・保管・管理を行う。本人確認や相続人であることを確認した上で返却を行うなど、取扱いに留意する。

**(11) 都への応援要請（運搬車両）（発災3日目以降～1週間程度）**

<b>担当</b>	清掃部
-----------	-----

区が締結している協定先等だけでは災害がれきの運搬車両および一次仮置場等で使用する重機を確保できない場合は、都へ支援を要請する。なお、要請の必要がない場合もその旨を特別区（初動）対策本部を通じて都へ連絡する。

要請にあたっては、災害がれき処理作業全般で必要となる運搬車両等の種類及び台数と支援を必要とする期間について、数量の算定根拠並びに区において確保済みの車両等の種類及び台数、期間を明らかにしたうえで要請する。

**3 ごみ処理****(1) 被害状況の把握（発災直後～1週間程度）**

<b>担当</b>	清掃部
-----------	-----

**① 区内の被害状況**

清掃部は、災害対策本部及び土木部等を通じて、道路の被害、障害物等の状況を把握する。

**② 処理施設等の被害状況**

清掃部は、所管課や特別区初動本部等を通じて、区清掃関連施設（清掃事務所等）、清掃一組管理施設の稼働状況を把握する。

清掃部は、所管施設及び品川清掃工場周辺の道路被災状況等を把握し、特別区初動本部等と情報を共有する。

**③ 運搬車両の被害状況**

清掃部は、区直営の運搬車両や独自に契約している車両、雇上業者車両の被害状況を把握し、活用可能な運搬車両の台数を把握する。

**④ 初動対応の状況**

清掃部は、災害対策本部や土木部を通じて、道路啓開作業の進捗状況を把握する。

**(2) 避難所開設状況把握（発災直後～1週間程度）**

<b>担当</b>	清掃部
-----------	-----

清掃部は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数、避難所におけるライフラインの被害状況、地区仮置場の設置場所、緊急医療救護所及び医療救護所の設置状況を把握する。なお、医療救護所から排出される医療廃棄物、また避難者から排出される注射針等の医療廃棄物がある場合は、府内で調整・協議の上処理方法を決定する。

**(3) ごみ処理実行計画（発災2日目以降～1週間程度）**

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第2節 初動期（発災後約1か月まで）

担当	清掃部
----	-----

#### ① 作業計画の作成

清掃部は、災害時のごみ発生量の推計結果と、避難所や地区仮置場等での収集運搬を考慮した上で必要な車両や人員等を算定し、平常時の作業計画作成の同様の方法で、災害時のごみ処理作業計画を作成する。

#### ② 留意事項

- ・収集するごみの優先順位や頻度・方法が決まっていない場合は、決定する。
- ・臨時的な対応の内容及び臨時的対応の継続期間（収集頻度の変更、収集時間の変更等）が決まっていない場合は検討する。
- ・道路状況等により収集車両が入れない場合の対応を検討する。
- ・避難所でのごみの排出方法と集積場所が決まっていない場合は検討する。
- ・動物死体の取扱方法を定める。
- ・作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況等により、平常時よりも長時間かかることも想定して夜間作業等も含め計画を作成する。
- ・日々の収集状況を踏まえて作業計画は柔軟に見直しを行う。原則、日々更新する。

#### （4）地区仮置場設置（発災3日～1か月後程度）

担当	清掃部
----	-----

#### ① 地区仮置場の設置

清掃部は、地区仮置場は、確保のしやすさを考慮して、～10,000 m<sup>2</sup>程度の広さを目安とする。また、被災者が自ら排出することを踏まえ、地区（品川地区、大崎地区、大井地区、荏原地区、八潮地区）ごとに複数箇所の確保に努める。

設置から一定期間後に集積した災害廃棄物を一次仮置場へ搬出する必要があるため、清掃車等による搬出入可能な導線を確保するほか、運搬や作業に伴う騒音及び振動等の生活環境への影響に配慮し設置する。

設置場所は、あらかじめ検討した地区仮置場候補地より選定するが、被害状況に応じて、関係機関と調整の上、設置場所を決定する。

区は、家財道具などの片付けごみ等を一時的に集積する地区仮置場を、被害の大きい地域の区立公園等を中心に設置する。

#### ② 地区仮置場の管理運営

区が設置した地区仮置場は、原則として区が管理を行うが、必要に応じて民間委託も検討する。

地区仮置場で受け入れる災害廃棄物は、区内で発生した災害廃棄物のうち、損壊家屋から排出される家財道具などの片付けごみとし、被災者が自ら運搬することを基本とする。

また、片付けごみの中でも、腐敗性の廃棄物など衛生面から優先して処理することが必要なものを優先的に受け付ける。

具体的な分別種類としては、腐敗性、可燃性、不燃性、危険物の4区分を基本として検討する。なお、廃家電などのスペースも検討する。

そのため、区民に対しては、家庭におけるごみ排出の抑制や、ごみの分別排出の呼びかけを行う。地区仮置場の設置及び管理運営は、第2章 第1節「5 地区仮置場の確保」に準ずる。

なお、地区仮置場で粗大ごみを受け入れる際の手数料については、状況に応じて定める。

#### (5) 収集運搬態勢確立（特別区連携）（発災半日後～1か月後程度）

担当	清掃部
----	-----

直営車両及び雇用車両を確保しても、なお必要な清掃車両の確保ができない場合は、区は、清掃協議会に対して協定締結先の車両の応援要請を行う。清掃協議会より、応援の可否、車種別台数、作業員数、応援期間について連絡を受けた場合は、応援を受け入れる。

なお、応援車両に使用する燃料は、区が確保する。また、災害時に災害対策基本法等に基づく交通規制が実施された場合は、一般車両の通行が禁止されるため、警視庁で緊急通行車両の届出を行う。

#### (6) 収集運搬の開始（発災3日目以降～1か月程度）

担当	清掃部
----	-----

##### ① 清掃工場への搬入調整

区（清掃部）は、災害時に避難所等から発生する生活ごみ等を収集し、清掃一組施設へ搬入する場合、清掃一組担当課に、毎日指定時刻までに施設ごとの翌日以降分の搬入予定量（日量）を連絡する。

区（清掃部）は、清掃一組担当課に指定された搬入先工場に、指定された搬入量を搬入する。民間の焼却施設を指定される場合もある。

##### ② 収集運搬の開始

家庭ごみについては、災害時のごみ処理実行計画及び清掃工場への搬入調整に基づき、収集運搬を行う。

事業系ごみについては、基本的には排出事業者の責任において、一般廃棄物収集運搬業者に委託し清掃工場へ搬入するが、状況により区においても収集運搬を行う等柔軟な対応を検討する。

また、腐敗した事業系の食品廃棄物が大量に排出された場合など、公衆衛生上重大な影響が見込まれ、かつ、真に排出事業者のみで速やかな処理が困難な場合には、区による収集も併せて行う。

#### (7) 都への応援要請（運搬車両）（発災後3日目以降～1か月程度）

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第2節 初動期（発災後約1か月まで）

担当	清掃部
----	-----

区は、直営車両、雇用車両及び清掃一組の協定締結先からの支援車両だけでは、必要とするごみの運搬車両を確保できない場合は、都へ広域支援の要請を行う。支援を必要とする運搬車両の種類と台数及び支援を必要とする期間を、特別区初動本部または対策本部を通じて、都に連絡する。要請が必要ない場合もその旨を初動本部または対策本部を通じ都へ連絡する。

## 4 し尿処理

### （1）被害状況の収集及び共有（発災直後～1週間程度）

担当	清掃部
----	-----

#### ① 区内の被害状況

清掃部は、災害対策本部及び土木部等を通じて、道路の被害、障害物等の状況、整備しているマンホールトイレの被害状況を把握する。

#### ② 処理施設等の被害状況

清掃部は、所管課や特別区初動本部等を通じて、区清掃関連施設（清掃事務所等）、下水道処理施設、清掃一組管理施設、民間処理施設の被害状況、稼働状況を把握する。

清掃部は、所管施設及び清掃工場周辺の道路被災状況等を把握し、特別区初動本部等と情報を共有する。

区は、都下水道事務所、水再生センターとの連絡体制を確保し、下水道の被災状況について、相互に情報共有する。

#### ③ 協力機関等の被害状況

清掃部は、協定締結機関等を通じて、運搬車両等提供先の被災状況を把握する。

#### ④ 初動対応の状況

清掃部は、災害対策本部や土木部を通じて、道路啓開作業の進捗状況を把握する。

### （2）避難所開設状況把握（発災直後～1週間程度）

担当	清掃部
----	-----

清掃部は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数、避難所におけるライフラインの被害状況、仮設トイレの設置状況を把握する。

### （3）仮設トイレ等の確保（発災直後～1か月程度）

担当	災害対策本部
----	--------

発災によって断水が発生した場合でも、下水道が使用できかつ排水用の生活用水（プール、災害用井戸、貯水槽等）を確保できるときは、水洗トイレを利用することができます。しかし、

下水道が被害を受けた場合や生活用水を確保できない場合は、衛生上の観点からも直ちに水洗トイレの使用を控え、（便槽型）仮設トイレや災害用トイレ（簡易トイレ）を使用する。

① 便槽型仮設トイレ等の設置

区は、あらかじめ避難所や地域の備蓄倉庫で保管している便槽型仮設トイレ等を必要に応じて設置し、衛生環境を確保する。トイレ用水は、学校等のプール、受水槽、非常災害用井戸等を活用する。

設置した場合は、災害対策本部へ設置箇所及び設置数を報告する。

② マンホールトイレの活用

区は、下水道が活用できる場合は、必要に応じて、避難所及び公園等に設置しているマンホールトイレを設置する。設置にあたっては、都下水道局へ利用開始の連絡を行う。但し、緊急時に連絡することができない場合は、事後にすみやかに連絡を行う。

マンホールトイレの設置・撤去に伴うマンホール蓋の開閉作業は、避難所内及びその周辺のマンホールトイレについては、避難者・学校参集職員・学校職員で構成される避難所運営会議にて設置を行う。公園等については、災害対策本部の要請に基づき、各部及び自主防災組織が連携して設置する。また、マンホール蓋の開閉時及び仮設マンホールトイレ使用時の安全確保に努める。トイレ用水は、学校等のプール、受水槽、非常災害用井戸等を活用する。

仮設マンホールトイレの使用にあたり管路の閉塞等により不具合が生じた場合には、直ちに使用を中止し、都下水道局へ連絡する。

③ 簡易トイレの使用

区は、あらかじめ避難所や地域の備蓄倉庫で保管している簡易トイレを必要に応じて活用し、衛生環境を確保する。

また、各家庭や事業所において、下水道の機能に支障が発生している場合には、事業者・区民があらかじめ備蓄している簡易トイレ等を使用する。

④ 簡易トイレの排出時の留意点

区は、以下に示す、簡易トイレの排出時の留意事項について、発災後すみやかに周知する。

区民は、留意事項に基づき、衛生環境の確保及び適正な排出を行う。

- ・簡易トイレの便袋（以下、「便袋等」とする）を排出する際には、衛生上の観点からビニール袋を二重にし、口を固く縛って排出する。
- ・ビニール袋の破損を防ぐため、袋内の空気をできるだけ除いてから排出する。
- ・燃焼をしやすくするため、ビニール袋内には新聞紙等の可燃物を混入して排出する。

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第2節 初動期（発災後約1か月まで）

- ・尿については可能な限りポリタンク等の容器で保管し、各事業所の下水道復旧後に各事業所のトイレに排水する。
- ・下水道の障害が長期にわたる場合は、ポリタンク等の容器で保管している尿を区（清掃部）が収集し、指定されたマンホールへ搬入する。収集及び搬入作業にあたる作業員の安全衛生に配慮する。

#### （4）し尿処理実行計画（発災1日後～3日以内）

担当	清掃部
----	-----

区（清掃部）は、し尿処理実行計画を作成する。項目は以下のとおりとする。

- ① し尿発生量の推計
- ② 必要となる資機材の量の推計
- ③ 確保可能な資機材の量の把握
- ④ 都へ応援要請する資機材の量の確定
- ⑤ 収集計画の決定

#### （5）収集運搬体制確立、協定先への要請（発災1日後～3日後程度）

担当	清掃部
----	-----

区（清掃部）は、協定締結機関との連絡手段を確保し、し尿収集・運搬等に関する協力要請を行う。協力機関から提供を受ける運搬車両等の活動車両に使用する燃料は、区が確保する。

災害時に災害対策基本法等に基づく交通規制が実施された場合は、一般車両の通行が禁止されるため、警視庁で緊急通行車両の届出を行う。

#### （6）都への応援要請（運搬車両等）（発災1日後～3日後程度）

担当	清掃部／都（環境局）／都災害対策本部
----	--------------------

区内のし尿処理は、下水道が整備されているため、下水道管へ直接処理（投入）を原則とする。区（清掃部）は、下水道管への直接処理ができない場合かつ区が締結している協定先等からの調達だけでは運搬車両等が確保できない場合のみ、都へ応援要請を行う。

バキューム車及び簡易トイレ回収車両の場合は都（環境局）へ、仮設トイレ及びトイレットペーパー等の場合（救援物資の調達）は、区災害対策本部を通じて都災害対策本部へ要請する。なお、要請の必要がない場合も、その旨を都へ報告する。

要請の内容は以下のとおりとする。

- ① バキューム車の支援（1日の必要台数及び支援期間）

- ② 仮設トイレの支援（必要基数及び支援期間）
- ③ 簡易トイレ等回収車両の支援（1日の必要台数及び支援期間）
- ④ トイレットペーパー等消耗品の支援（必要な量）

#### （7）処理施設稼働状況の把握（発災3日目以降～1か月程度）

担当 清掃部／特別区（初動）対策本部

##### ① 清掃作業所の稼働状況

区（清掃部）は、必要に応じて、特別区初動本部または対策本部から、品川清掃作業所の稼働状況等（搬入可能日と時間、搬入可能なし尿の量、搬入にあたっての留意事項等）について情報を収集する。

##### ② 民間し尿処理施設の稼働状況

区（清掃部）は、必要に応じて、特別区初動本部または対策本部から、民間のし尿処理施設の稼働状況等（搬入可能日と時間、搬入可能なし尿の量、搬入にあたっての留意事項等）について情報を収集する。

##### ③ 清掃工場の稼働状況

区（清掃部）は、必要に応じて、特別区初動本部または対策本部から、清掃工場の稼働状況等（工場別搬入可能日と時間、工場別搬入可能なし尿の量、搬入にあたっての留意事項等）について情報を収集する。

#### （8）簡易トイレ等収集運搬（発災3日目以降～1か月程度）

担当 清掃部

##### ① 清掃一組施設へ搬入の場合

区（清掃部）は、災害時に避難所等から発生する便袋等の汚物を収集し、清掃一組施設へ搬入する場合、特別区初動本部または対策本部に、毎日指定時刻までに施設ごとの翌日以降分の搬入予定量（日量）を連絡する。

区（清掃部）は、特別区初動本部または対策本部に指定された搬入先に、指定された搬入量を搬入する。

##### ② 収集運搬にあたっての留意点

運搬に使用する車両は平ボディー車またはダンプ車とし、パッカー車は使用しない。携帯用トイレ等の積込み、荷降しにあたっては、作業員の安全・衛生面に配慮した方法で行う。収集にあたっては、他のごみと分別し簡易トイレ等のみを収集する。他のごみと区別するため車両のダッシュボード上にごみ種及び区名を表示する。手降しでの作業は、飛散防止のため丁寧に扱うこと。

##### ③ 搬入可能量の目安

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第2節 初動期（発災後約1か月まで）

通常時におけるごみの水分量は平均40%程度であり、安定的な焼却を行うためにし尿を含めた搬入物の水分量を平均44%程度に収めることが望ましい。このため焼却能力600トンの炉に対し、便袋等の搬入量を40トン程度（焼却能力100トンあたり6.7トン）に抑えることを目安とする。

#### ④事業所から排出される簡易トイレ等の取扱

区は、事業所から排出される便袋等について、避難所等から排出されるものと同様に収集運搬を行うことを検討する。その場合は、廃棄物処理手数料の徴収の有無についても検討する。

### （9）し尿の汲み取り搬入（発災3日目以降～1か月程度）

担当	清掃部／都下水道局
----	-----------

#### ①作業計画の策定

作業計画の策定にあたっては、下水道施設での処理を優先し、品川清掃作業所及び民間処理施設の利用については、その方が作業効率が良いと判断された場合のみとする。

#### ②指定マンホールへ搬入する場合

区（清掃部）は、災害時に避難所等から発生するし尿を指定マンホールに搬入する場合、事前に都下水道局（下水道事務所）に、指定マンホールの位置、番号、継続搬入の有無を連絡する。事前連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡する。すべての搬入処理が終了した後は、日別・月別にし尿搬入量を報告する（1回のみ報告）。

指定マンホールへし尿を搬入する場合、そのマンホール蓋の開閉を行うとともに、十分な安全管理を行う。指定マンホールの管路が閉塞等により使用不能となった場合、直ちに使用を中止し、速やかに都下水道局（下水道事務所）に連絡する。

#### ③水再生センターへ搬入する場合

区（清掃部）は、災害時に避難所等から発生するし尿を水再生センターに搬入する場合、事前に都下水道局（水再生センター）に、搬入日ごとにその日の搬入予定量を投入前に連絡する。事前連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡する。すべての搬入処理が終了した後は、日別・月別にし尿搬入量を報告する（1回のみ報告）。

水再生センターへし尿を搬入する場合、そのマンホール蓋の開閉を行うとともに、十分な安全管理を行う。水再生センターの管路が閉塞等により使用不能となった場合、直ちに使用を中止し、速やかに都下水道局（水再生センター）に連絡する。

#### ④品川清掃作業所または民間処理施設へ搬入の場合

区（清掃部）は、災害時に避難所等から発生するし尿を品川清掃作業所または民間処理施設へ搬入の場合、特別区初動本部または対策本部に、毎日指定時刻までに施設ごとの翌日以降分の搬入予定量（日量）を連絡する。

区（清掃部）は、特別区初動本部または対策本部に指定された搬入先に、指定された搬入量を搬入する。

## 5 区民やボランティアへの周知

### (1) 区民やボランティアへの周知（発災後1日後～）

担当	指令情報部・清掃部
----	-----------

災害廃棄物の適正処理を行うには、区民やボランティアの協力が欠かせない。そのため、区は、区民が排出者である一方で、被災者でもあるという視点を忘れずに、丁寧でわかりやすい広報に努める。

さらに、ボランティアを受入れる区民の手続き方法や、ボランティアに対しての広報を行う。

清掃部は、必要なボランティア数などを検討し、指令情報部を通して受け入れを行う。

#### 【初動期の広報の内容（例）】

- ・ 災害廃棄物の収集方法（戸別収集、仮置場への搬入）
  - 災害時的一般世帯（罹災世帯以外）における生活ごみ等の収集・排出方法
  - 災害時の罹災世帯の排出する生活ごみ等の収集・排出方法
  - 避難所で排出される生活ごみの収集方法
  - 災害時のし尿収集方法
  - 損壊家屋から排出される家財道具等の片付けごみの排出
- ・ 排出場所、排出可能期間と時間、排出方法
- ・ 分別の必要性、分別方法、分別の種類
- ・ 家庭用ガスボンベ、スプレー缶等の危険物やアスベスト、PCB含有機器等の有害廃棄物の取扱方法
- ・ 不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止
- ・ 便乗ごみの排出禁止
- ・ 家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の排出方法
- ・ ごみ出しが困難な障害者、高齢者への支援方法
- ・ 最新情報の入手方法
- ・ 公費解体に関する手続方法
- ・ 災害廃棄物に関する問合せ先
- ・ ボランティアを受け入れる区民の手続方法
- ・ ボランティアに対する広報

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第2節 初動期（発災後約1か月まで）

- 作業場所、作業内容、心構え、必要な持ち物、装備
- 保険の加入、危険物の取扱い、健康や安全管理等上の注意事項
- 分別方法や搬出方法、搬出先、保管方法等

#### 【周知方法（例）】

- ・ チラシの作成、配布
- ・ 区報・HPの利用
- ・ マスコミの利用
- ・ 避難所での広報
- ・ 町会・自治会への周知
- ・ 区民向け概要版（仮）

## 6 (仮称) 特別区災害廃棄物処理対策本部との連携

### (1) (仮称) 特別区災害廃棄物処理対策本部との連携 (発災 1 週間~)

担当	清掃部／特別区対策本部
----	-------------

特別区全体の災害廃棄物処理を円滑に行うため、(仮称) 特別区災害廃棄物処理対策本部（以下、「特別区対策本部」とする。）が設置された場合には、清掃部は、必要な職員を派遣する。特別区対策本部が設置された場合、初動本部は解散し、以後は自動的に対策本部内に吸収される。また被害状況により初動本部の必要がなくなった場合は、初動本部を解散する。

特別区対策本部の役割は以下のとおりである。

- ① 特別区、清掃一組、清掃協議会、都環境局、関係団体（以下「関係者」という。）間の情報連絡体制の確保と情報収集に関する事。
- ② 関係者からの情報の一元化と整理に関する事。
- ③ 関係者への情報発信と共有化に関する事。
- ④ 二次仮置場、処理施設への災害がれきの搬入調整に関する事。
- ⑤ 二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所の設置・運営に関する事。
- ⑥ その他特別区全体の災害廃棄物処理に関する事。

## 7 災害廃棄物処理実行計画の作成

### (1) 災害廃棄物処理実行計画の作成 (発災後 1 週間~1か月以内)

担当	清掃部
----	-----

清掃部は、本計画に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定する。災害廃棄物処理実行計画に定める事項は以下のとおりとする。災害廃棄物処理実行計画を作成次第、都環境局及び特別区対策本部に提出する。

#### I 計画の基本的事項

1. 実行計画策定の目的
2. 計画の位置付け
3. 役割分担
4. 基本方針
5. 被災状況及び処理見込量
6. 分別及び処理方法
7. 処理期間

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第2節 初動期（発災後約1か月まで）

#### II 処理計画

1. 集積計画（応急仮置場、地区仮置場、一次仮置場の設置）
2. 回収計画
3. 運搬計画
4. 受入基準
5. 作業計画

#### III 実施スケジュール

#### IV 計画の見直し

## 第3節 応急期（およそ3か月まで）

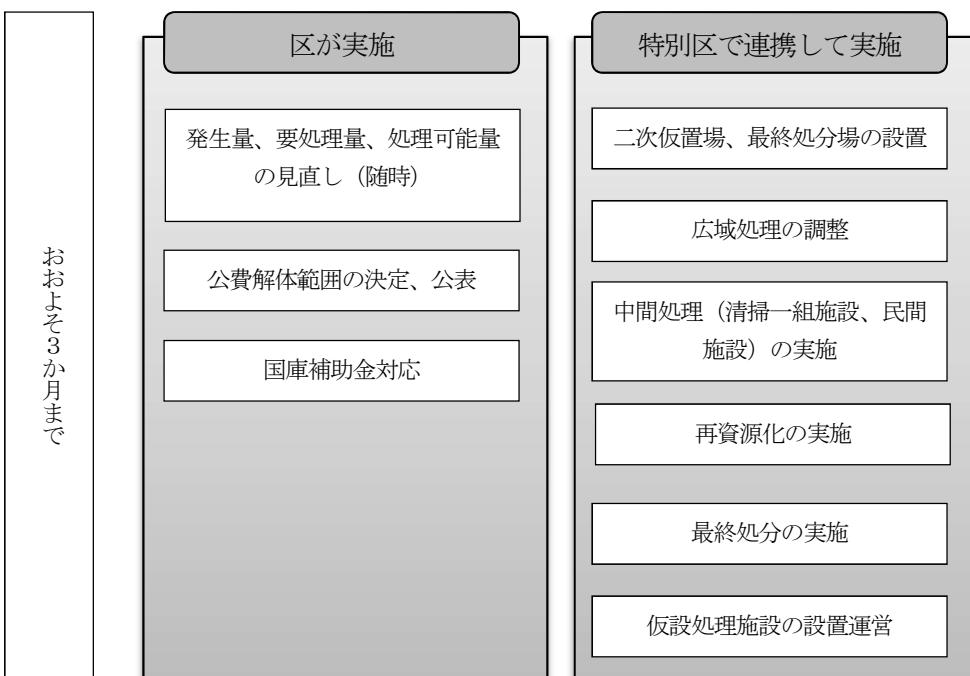


図 応急期における対応

### 1 発生量、要処理量、処理可能量の見直し（随時）

#### (1) 発生量、要処理量、処理可能量の見直し（発災1週間～3年以上）

担当	清掃部
----	-----

清掃部は、発生量を基に、現時点で処理しなければならない災害廃棄物量を要処理量として逐次把握する。また、各仮置場への搬入状況を踏まえ、随時、発生量及び要処理量の見直しを行うとともに、各処理施設の復旧見込時期や稼働状況を踏まえ、処理可能量を見直す必要がある。要処理量に対して、処理方針で定めた処理期間で処理するに当たって、処理可能量が不足する場合は、さらなる人材、資機材、処理施設の確保や広域処理の調整を特別区対策本部へ要請する。

### 2 公費解体範囲の公表

#### (1) 公費解体範囲の公表（発災1か月～3か月以内）

区は、決定した公費解体の範囲を公表し、公費解体実施に必要な専門家、解体業者等との契約を進めるなど、必要な準備を行う。

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第3節 応急期（おおよそ3か月まで）

#### 3 国庫補助金対応

##### (1) 国庫補助金対応（発災1か月～3年以内）

区は、被災状況や処理の進捗状況等に関する情報を集約し、災害報告書（発災後2か月程度）を作成し、災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の申請を行う。

#### 4 特別区で連携した処理

##### (1) 二次仮置場の設置（発災3週間後～3年程度）

担当 清掃部／特別区対策本部

二次仮置場の設置、運営は特別区全体で行い、実務は特別区対策本部が行う。二次仮置場から処理施設、広域処理の積み出し施設等まで災害がれきを運搬する車両の確保、管理は対策本部において行う。二次仮置場の早期設置や中間処理、資源化、最終処分等の出口対策をできるだけ迅速に行い、早期の復旧・復興に繋げる。

##### (2) 二次仮置場等への搬出（発災3週間後～3年程度）

担当 清掃部・土木部／特別区対策本部

区は、特別区対策本部の指示に基づき、一次仮置場等で粗分別した災害がれきを、順次二次仮置場に搬送する。なお、搬送方法については二次仮置場で使用している運搬車両を使用し、一次仮置場へ取りに行く等、その時点で効率的な方法により柔軟に行う必要がある。中間処理を行うため、二次仮置場への搬出を行う。

##### (3) 広域処理の調整（発災3週間後～）

担当 清掃部・土木部／特別区対策本部／都

災害がれき処理は可能な限り特別区内で処理することを原則とするが、仮設処理施設の整備等の処理体制が整うまでの間は、速やかな災害がれき処理を進めるため、都とも連携し広域処理を念頭においていた処理計画を立てる。

広域処理を行うにあたっての、受入先自治体との調整等広域処理に関する事務処理は、地方自治法に基づき都に事務委託して行う。広域処理を行う場合には区単独で行うのではなく、特別区内から発生する災害がれきを一体として行う。

###### ① 広域処理調整にかかる要請の手続き

特別区対策本部での検討結果を踏まえ、広域処理の調整が必要と判断に至った場合には、区長会において審議する。区長会の判断に基づき、区は協議書及び規約を作成し、都と事務委託の協議を行う。規約は区長の専決処分による対応が可能である。区長の専決処分で規約を制定し都に事務委託の協議を行った場合は、後日議会に報告し承認を得る。都の手続きが

完了し災害廃棄物の委託範囲等の別途協議が整った日以降から事務委託が開始される。区からの委託要望は別途協議の追加により対応することが可能である。

#### (4) 中間処理（清掃一組施設、民間施設）の実施（発災 3 週間後～）

担当	清掃部／特別区対策本部
----	-------------

中間処理施設への災害がれきの搬入調整は特別区対策本部において決定、指示を行う。

清掃部は、特別区対策本部より指定された時点における一次仮置場に保管している災害がれき重量を二次仮置場の分別基準ごとに報告する。重量の計測において、分別基準の品目ごとに台貫値が分かる場合にはその値とし、不明な場合には災害がれきの体積の概算値を測定し、災害がれき単位容積重量から換算する。

上記のうち、清掃一組の施設で処理する粗大ごみの重量を可燃系、不燃系ごとに、推計し、特別区対策本部に報告する。

#### (5) 再資源化の実施（発災 3 週間後～）

担当	清掃部・土木部／特別区対策本部
----	-----------------

災害がれき処理にあたっては、埋立処分量削減のため可能な限り再資源化する。区または特別区対策本部は、民間処理施設で処理された資源化物を、できるだけ速やかに資源化物の引取り先業者に引渡せるように業者の確保に努める。資源化物の引取り先業者に引渡すまでの間は、処理業者の施設内で保管する。資源化物の引取り先が決まらない等の理由で処理業者の施設内で保管可能な量を超えることにより、円滑な災害がれき処理に支障を生じる場合は、特別区対策本部は特別区内に資源化物一時保管場所を設置する。資源化物一時保管場所は、原則二次仮置場に設置する。

#### (6) 最終処分の実施（発災 3 週間後～）

担当	清掃部・土木部／特別区対策本部／都
----	-------------------

既存処理施設から発生した埋立処分を要する残渣等は、平常時の処理ルートで処理する。

（清掃一組の清掃工場の場合は都の新海面・中央防波堤外側埋立処分場に、民間処理施設の場合は一般廃棄物の受入が可能な産業廃棄物処分場に搬入する。）

仮設処理施設から発生した埋立処分を要する残渣等は、特別区対策本部と都環境局とで協議して処分先を決定する。

#### (7) 仮設処理施設の設置運営（発災 3 週間後～）

担当	清掃部／特別区対策本部
----	-------------

特別区内における既存の廃棄物処理施設のみでは、災害がれき処理の終了目標期限までに処理を終了することが困難な場合には、特別区全体として速やかに仮設処理施設を整備し、目標

## 第2章 災害廃棄物対策

### 第3節 応急期（おおよそ3か月まで）

期限までに処理が終了するよう努める。二次仮置場には、原則として仮設破碎機及び仮設選別機を設置する。また、必要に応じて仮設焼却炉を設置する。二次仮置場に仮設焼却炉を設置することが、環境及び技術的な理由等により困難な場合には、対策本部は都等とも協議し、二次仮置場以外の土地に仮設焼却炉を整備する。

## 第4節 復旧期（おおよそ3年まで）

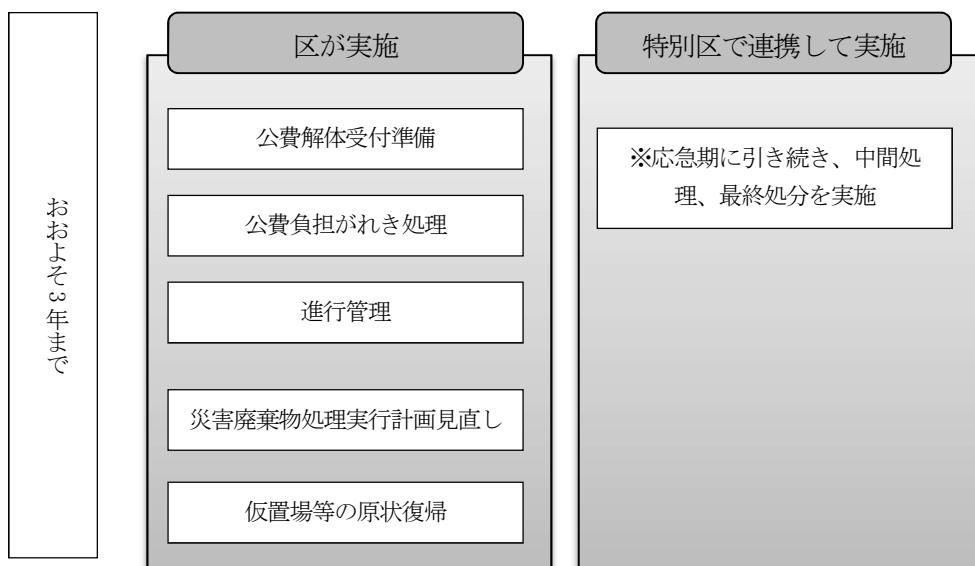


図 復旧期における対応

### 1 公費解体受付準備

区は、公費解体に伴う災害がれき処理の申請・相談窓口の設置し、受付準備を行う。受付にあたっては、申請手順等について明らかにし、区民に周知する。周知する内容は、解体申請を受け付ける期間及び解体申請から決定、撤去の実施までの手続き、申請及び決定通知等に関する様式、申請に必要な添付書類とする。

### 2 公費負担災害がれき処理

区は、発災の状況に応じて示される国の方針に基づき決定した範囲を踏まえ、倒壊の危険性の高い被災住宅の除去や区民から要望のあった損壊家屋の解体撤去を実施する。

区は、立ち入り調査を実施し、所有者及び権利関係を確認した上で、解体前作業（記録）を行う。不動産価値の判断については、土地家屋調査士の協力を得る。

区は、解体作業を解体業者に委託し、撤去や分別方法、運搬方法や運搬先を指示する。排出現場での分別をできる限り行い、順次一次仮置場へ搬入する。特別区の指示があった場合は、二次仮置場へ直接搬入するなど効率的な解体を進める。解体作業後に解体の記録を作成し、所有者へ証明書を発行する。

貴重品・思い出の品等は、一次仮置場で適切に保管し、所有者等に引渡す機会を提供する。

### 3 進行管理

担当 清掃部

清掃部は、災害廃棄物の処理状況、業務の達成状況、更には人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進行管理を行う。その際、短期的な目標を設定し、逐次その達成状況を把握、検証しながら業務の改善を図り、必要に応じて、人材、資機材等を確保する。把握した情報は災害対策本部（または復興本部）へ報告するほか、特別区対策本部、都へ共有する。

### 4 災害廃棄物処理実行計画見直し

担当 清掃部

清掃部は、以下の時期において災害廃棄物処理実行計画を見直す。災害廃棄物処理実行計画を見直した際は、都環境局及び特別区対策本部に提出する。

- ① 災害がれきの推計量を見直したとき
- ② 広域処理の受入れ見込み量を修正したとき
- ③ 仮設処理施設が建設されたとき
- ④ 仮設処理施設での処理見込み量を修正したとき
- ⑤ 当初の計画に大きな変更が生じたとき

### 5 仮置場の原状復帰

担当 清掃部

清掃部は、仮置場等を閉鎖した場合は、閉鎖した旨と閉鎖後に排出された災害がれきの処理方法を区民に周知する。

清掃部は、仮置場等を閉鎖した場合は、土壤調査等の環境測定を実施し、安全性を確認する。

### 6 特別区で連携した処理

担当 清掃部／特別区対策本部／都

応急期に引き続き、特別区及び都で連携し、中間処理及び最終処分を実施する。